

第4章 応急対策活動

第1節 被災者生活救援対策

第1 応急給水

《基本的な考え方》

災害が発生し、水道施設の損壊等により飲料水、炊事用水、その他生活に必要な水の供給が停止した場合には、直ちに応急給水を実施する。また、被災者が飲料水を得ることができない場合も同様とする。

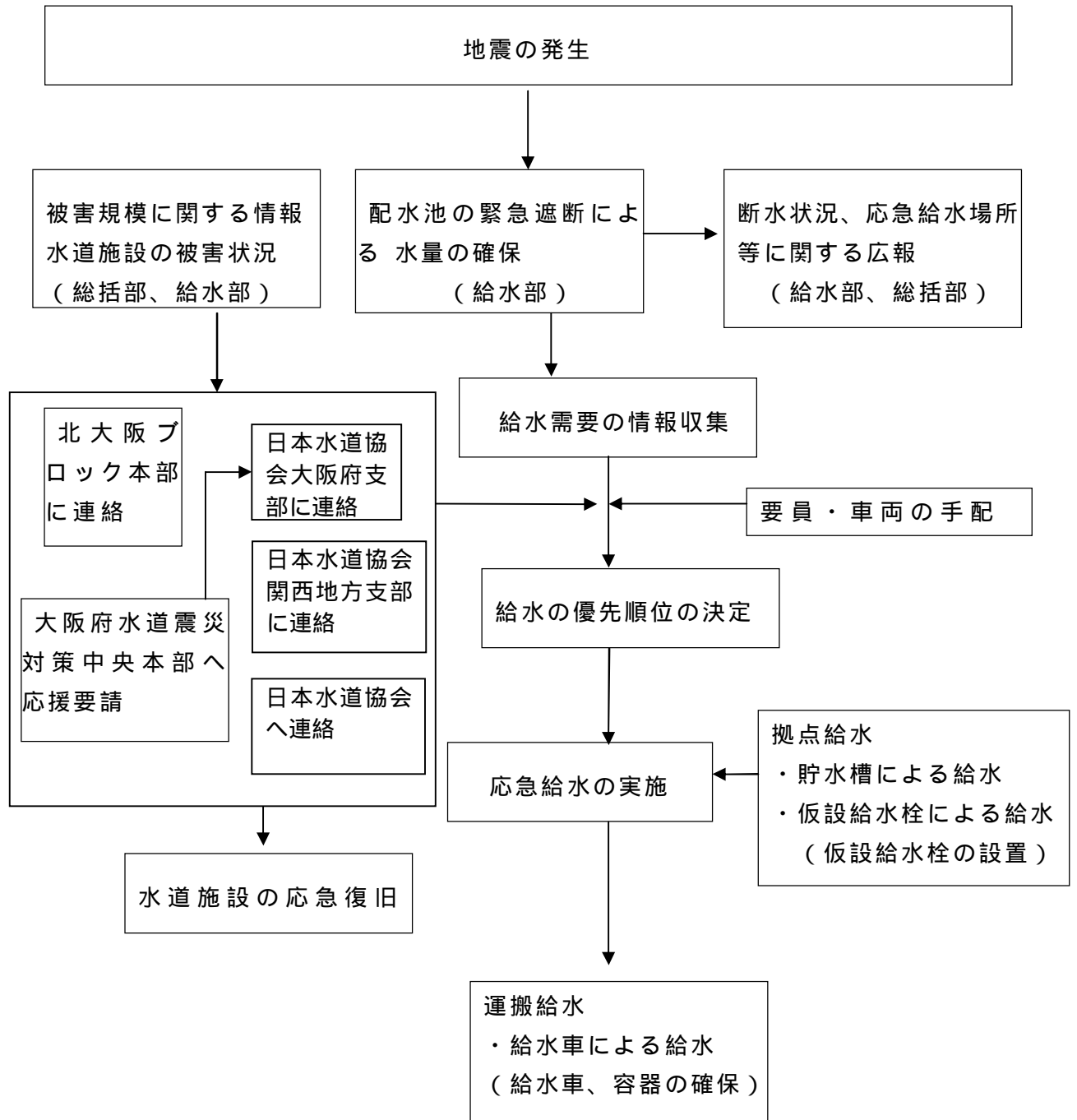
《対策の体系》

応 急 給 水	1 発災直後の応急給水体制 2 応急給水の実施 3 災害救助法の実施基準
---------	--

《応急対策の分担》

実 施 担 当	実 施 内 容
給水部水道広報班	1 情報の収集及び記録に関すること 2 給水所設置の広報に関すること
給水部水道総務班	1 府、自衛隊等の応援要請及び調整に関すること 2 応急給水活動の実働に関すること
給水部水源班	1 上水道施設の被害調査に関すること 2 市内各地区の給・配水計画に関すること
給水部給水班	1 車両による給水所への飲料水の搬送に関すること 2 給水所での給水の実施に関すること 3 仮設給水栓による給水の実施に関すること 4 医療機関、福祉施設等への給水の実施に関すること

《応急対策の流れ》



《対策の展開》

1 発災直後の応急給水体制

(1) 発災直後の情報の収集

次の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し応急給水体制を確立する。

ア 浄水場等の状況を確認し、受・配水量の把握及び調整を行う。

イ 大阪府水道部と連絡をとり、双方の被害状況と供給量の確認を行う。

ウ 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

(2) 応援要請

ア 災害の規模によっては、市独自で全ての応急体制を整えることが困難と認められる場合は、北大阪ブロック本部へ連絡のうえ府に支援を要請する。給水活動、復旧活動に対する他水道事業者等からの応援の申し出があった場合は、給水部水道総務班で調整のうえ受入れる。

イ 自衛隊の応援要請が必要な場合は、知事に要請する（給水部水道総務班 総括部 総括班）。

(3) 飲料水の確保

大規模災害が発生した場合には、直ちに上水道施設の異常を調査し、漏水を確認したときはバルブ操作により各配水池において応急給水用の水を確保する。このため、大阪府水道震災対策中央本部と緊密な連絡をとり、給水の確保に努める。

2 応急給水の実施

(1) 応急給水の目標

給水の量は、被災者1人当たり1日約3 を目標とし、応急復旧の進捗にあわせて順次給水量を増加していく。

(2) 配水池等における応急給水

配水池等に仮設給水栓を設置し、拠点給水を実施する。

(3) 車両輸送による応急給水

ア 給水所（拠点）への搬送

飲料水等の給水所への搬送は、給水部給水班が車両（給水タンク車等）により「水源」となる浄・配水場から運搬し、給水を行う。

イ 給水所（拠点）での給水

給水所での給水は、市民が自ら持参した容器をもって行う。なお、極端に容器が不足する地域については、市が備蓄する給水袋等を使用する。

ウ 仮設給水栓の設置による応急給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管による応急給水を実施する。

(4) 医療機関・福祉施設等への給水

後方医療機関となる病院、診療所及び人工透析医療施設並びに入院施設を有する助産所、障害者（児）施設、特別養護老人ホーム等の福祉施設への給水を優先的に行う。

(5) 給水所（拠点）の設定

ア 給水所の設定

(ア) 給水は原則として給水所を設定し、給水車等による拠点給水方式で行う。

(イ) 給水所は避難所を単位として設定するが、供給停止区域が一部の区域の場合は、

状況に応じて、被災地等に給水所を設定する。

イ 給水所の周知・広報

給水所を設定した時は、を通じて、市民への広報を行うとともに、設定した地域及びその周辺に「給水所」の掲示物を表示する。

(6) 応急給水における水質管理

応急給水に際し、水道水質の監視、管理体制を確立する。

3 災害救助法の実施基準

災害救助法による「飲料水の供給」の実施基準は、次表のとおりである。

【飲料水の供給】

項目	基準等
対象	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期間	災害発生の日から7日以内
備考	1 輸送費、人夫費は、別途計上

第2 食料供給

《基本的な考え方》

避難所に収容された人や、住家が被害を受けたため炊事が不可能な人など、食料を得ることが困難な人に対して食料を供給する。

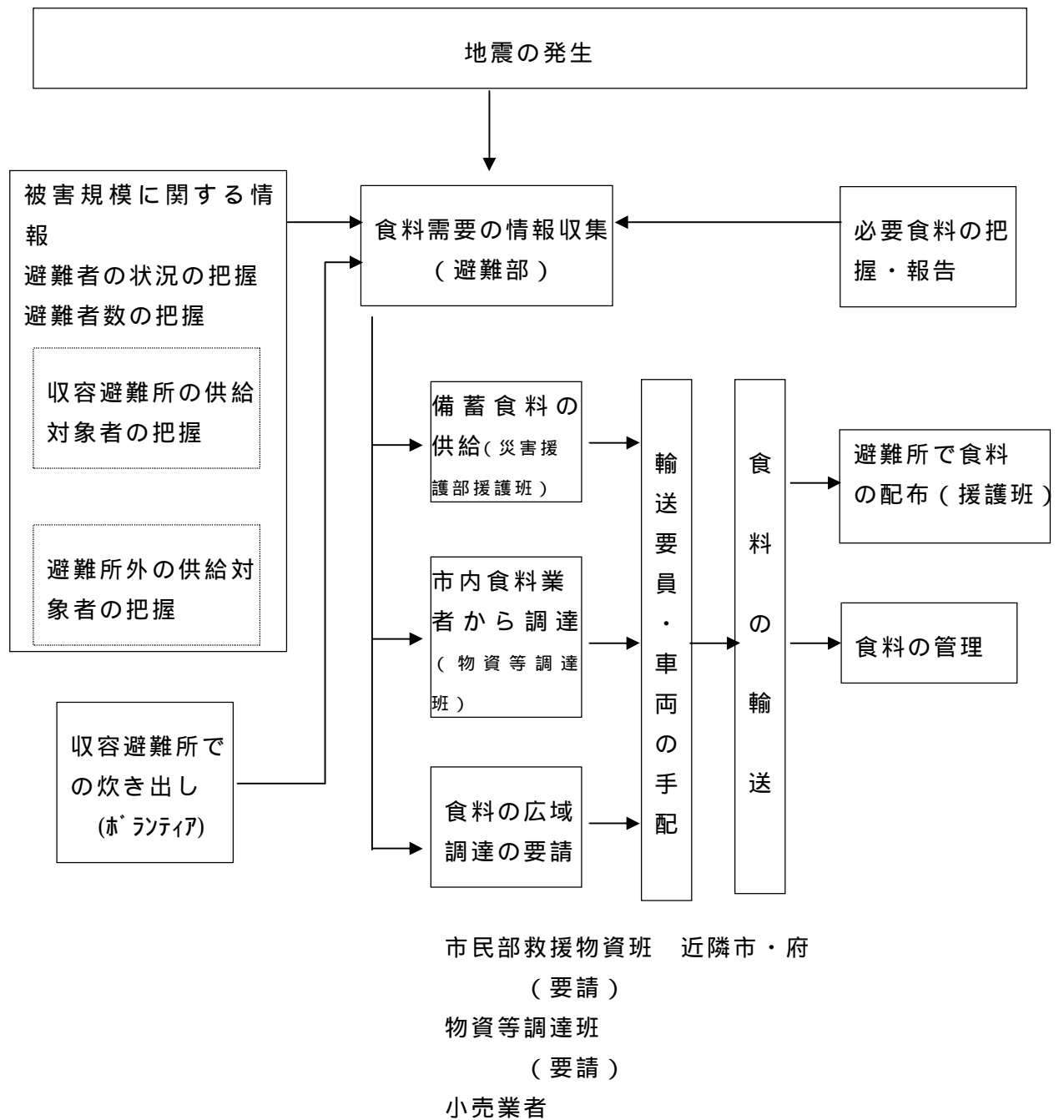
《対策の体系》

食 料 供 給	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料供給の方針 2 備蓄食料の供給 3 食料の調達・配送 4 食料の配給 5 炊き出しの実施 6 災害救助法の実施基準
---------	--

《応急対策の分担》

実 施 担 当	実 施 内 容
災害援護部援護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料の搬送に関する事 2 発災当日の備蓄食料の供給に関する事 3 避難所での食料の供給に関する事
廃棄物対策部業務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 物資の輸送等災害援護部の応援に関する事
市民部救援物資班 工作部下水対策班 土木総務班 災害援護部保険班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害援護部の応援に関する事
避難部炊き出し班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者への給食の炊き出しに関する事
避難部避難総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 必要食料の品目、数量の把握及び連絡に関する事
市民部救援物資班	<ol style="list-style-type: none"> 1 府及び関係機関からの災害応急食料の調達及び出納管理に関する事
動員物資補給部物資等調達班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内業者からの食料の調達に関する事

《応急対応の流れ》



《対策の展開》

1 食料供給の方針

(1) 対象者

- ア 避難所に収容された人
- イ 災害により被害を受け炊事ができない人
- ウ 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない人

(2) 供給の方針

- ア 食料は、なるべく調理の手間がかからないものを供給する。また、必要に応じて高齢者食や粉ミルクの供給を行う。

- イ 食料の供給は、原則として避難所で実施し、ボランティア等の協力を得るとともに、関係部と密接な連携を図りながら実施する。
- ウ 避難者の状況を踏まえて必要食料の数量を把握し、必要に応じて、府に対して計画的に安定した食料供給の支援を要請する。
- エ 食中毒の防止等の衛生面に十分配慮する。

2 備蓄食料の供給

災害援護部援護班は、発災当日は食料の調達が困難なため、原則として備蓄食料のアルファ化米等を供給する。

資料：予防 - 16 備蓄物資及び備蓄場所一覧表

3 食料の調達・搬送

(1) 食料の調達

市民部救援物資班は、動員物資補給部物資等調達班に小売業者等からの調達を要請するものとし、必要量が確保できないときは、近隣市町及び府に対し応援を要請する。

ア 大規模小売店舗等の流通業者に手配のうえ必要品を調達する（加工品を原則とする）。

イ 流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。

ウ 市内で十分な調達ができない場合は、府の斡旋等により他市町に対して救援食料の支援を要請する。

資料：予防 - 20 災害時における生活物資等の安定供給に関する協定
及び食糧供給に関する協定

(2) 調達食料の搬送

ア 調達食料は市内小売業者等が避難所等へ直接搬送することを原則とするが、これによりがたい場合は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、避難人数に応じた配分を行い各避難所等へ搬送する。

イ 上記によりがたい場合は災害援護部援護班が公用車、応援車を用いて実施する。また、状況に応じて運送業者に要請する。

資料：予防 - 11 災害発生時の物資等の緊急輸送に関する協定書
(大阪府トラック協同組合豊中市運輸事業部会)

4 食料の配給

(1) 必要人数・内容の把握

ア 避難部避難総務班は、避難所収容者及び届出のあった在宅給食困窮者に必要な食料の品目及び数量を把握し、市民部救援物資班に報告する。

イ 地震発生当日避難部避難総務班は、備蓄食料を巡回配送する災害援護部援護班に

避難者情報を報告する。

(2) 避難所での配給

災害援護部援護班は、各避難所に届けられた応急食料を地域各種団体、ボランティア等の協力を得て配給する。

(3) 在宅給食困窮者への配給

避難部避難総務班は、在宅の給食困窮者について必要な食料の数量を把握し、原則として最寄りの避難所で配給する。

5 炊き出しの実施

炊き出し場所は、原則として給食センター及び小学校の給食室とする。ただし、ボランティア等の炊き出しについては、避難部避難総務班が関係部に連絡のうえ随時実施する。

【給食センター等の炊き出し能力】

施設名	米飯炊き出し能力	副食炊き出し能力	電話
原田学校給食センター	7,000食	14,000食	6843-9101 ~2
服部学校給食センター	4,700食	8,000食	6862-4334 ~5
蛭池小学校	600食	600食	6841-0023 ~4
原田小学校	700食	700食	6843-4321 ~2
島田小学校	500食	500食	6333-0001 ~2
庄内南小学校	600食	600食	6334-8181 ~2
合計	14,100食	24,400食	

1. 米飯及び副食は、食缶にて配食の場合
2. 炊き出しの指令を受けてから、3時間30分での炊き出し能力
3. 1人当たりの米の量は120gとする
4. 電気、水道、ガスのライフライン回復の後、機器類の稼働点検で異常がなければ炊き出し可能

6 災害救助法の実施基準

災害救助法による「炊き出し、その他による食品の給与」の実施基準は次表のとおりである。

【炊き出し、その他による食品の給与】

項 目	基 準 等
対 象	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事出来ない者
費用の限度額	1人1日当たり 1,010円以内
期 間	災害発生の日から7日以内
備 考	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は1/3日）

第3 生活必需品の供給

《基本的な考え方》

災害による住居の損壊等により、日常生活に欠くことのできない被服や寝具その他の衣料品及び生活物資を喪失するなど、日常生活を営むことが困難な者に対して、一時的に被災者の生活の安定を図るためこれらの物資の給与などを実施する。

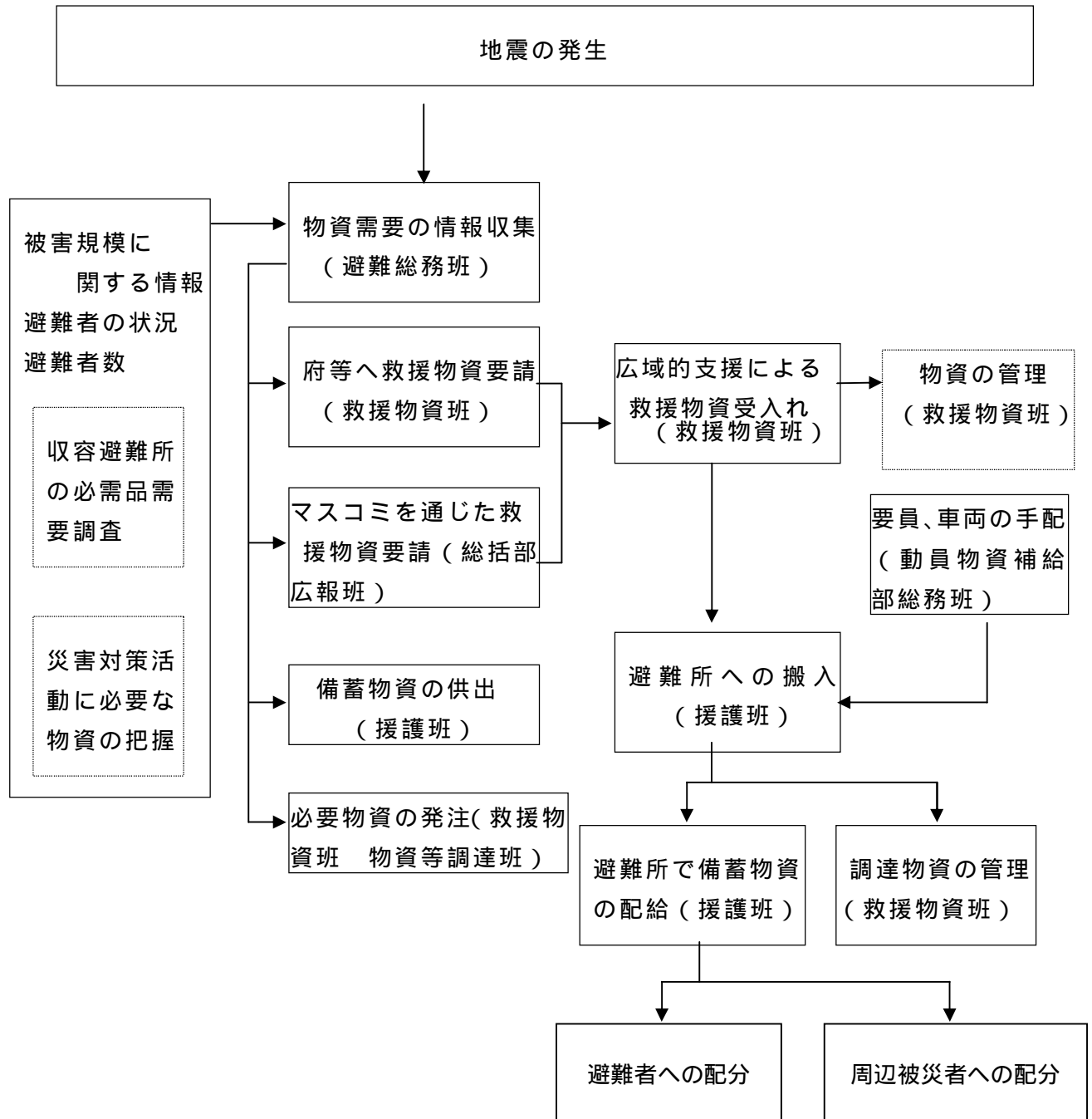
《対策の体系》

生活必需品の供給	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品供給の方針 2 生活必需品の調達・搬送 3 物資の配給 4 災害救助法の実施基準
----------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
災害援護部援護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品の配給に関する事 2 生活必需品のとりまとめに関する事
市民生活部救援物資班 工作部下水対策班 土木対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害援護部の応援に関する事
廃棄物対策部業務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 物資の輸送等災害援護部の応援に関する事
動員物資補給部物資等 調達班	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品の調達に関する事
市民生活部救援物資班	<ol style="list-style-type: none"> 1 府及び関係機関からの生活必需品の調達に関する事
健康福祉部保険班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害援護部援護班の応援に関する事

《応急対策の流れ》



《対策の展開》

1 生活必需品供給の方針

(1) 対象者

ア 避難所に収容された者

イ 在宅者で災害により被害を受け、日常生活を営むことが困難な者

(2) 物資の供給、貸与の方法

物資の供給、貸与については、避難部避難総務班において、被災世帯数、人員等を確実に把握したうえで配給品目、数量等を明らかにして、被災者間の不公平が生じないように適切に実施する。

(3) 生活必需品の内容

被災者に給与又は貸与する生活必需品等は、災害救助法を基準とする。

2 生活必需品の調達・搬送

(1) 生活必需品の調達

市民部救援物資班は、動員物資補給部物資等調達班に、災害時の応援協定を締結している大規模小売店舗等の流通業者に協力を要請する。また、流通状況に応じ、その他の卸売及び小売販売業者にも協力を要請する。ただし、調達が困難な場合、又はさらに不足するときは、府等に調達を要請する。

災害救助法が適用された場合は、府の備蓄物資（毛布、作業服、肌着、ゴム長靴等）を使用する。

資料：予防 - 20 災害時における生活物資等の安定供給に関する協定
及び食糧供給に関する協定

(2) 生活必需品の搬送

ア 調達した物資は、食料の搬送と同様に市内小売業者等が避難所等へ直接搬送することを原則とするが、これによりがたい場合は、あらかじめ定めた一時集積所に受け入れ、避難人数に応じた配分を行い各避難所等へ搬送する。

イ 上記によりがたい場合は災害援護部援護班が公用車、応援車を用いて実施する。また、状況に応じて運送業者に要請する。

資料：予防 - 11 災害発生時の物資等の緊急輸送に関する協定書
(大阪府トラック協同組合豊中市運輸事業部会)

3 物資の配給

(1) 避難所での配給

災害援護部援護班は、各避難所に届けられた応急物資を地域各種団体、ボランティア等の協力を得て避難者に配給する。

(2) 在宅生活困窮者への配給

ア 在宅生活困窮者は、必要な物資の品目及び数量を、最寄りの避難所に連絡し、同避難所で配給を受ける。

イ 動員物資補給部物資等調達班は、避難所に届出のあった在宅生活困窮者に必要な物資の品目及び数量の届出に基づいて物資を調達する。配給は、災害援護部援護班が行う。

4 災害救助法の実施基準

災害救助法による「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」の実施基準は、次表のとおりである。

【被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与】

項目	基準等							
対象	全半壊（焼）流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者							
費用の限度額	区分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増す毎に 加算
	全壊 全焼 流失	夏	円 17,300	円 22,200	円 32,700	円 39,100	円 49,600	円 7,200
		冬	円 28,500	円 36,800	円 51,400	円 60,300	円 75,600	円 10,300
	半壊 半焼 床上 浸水	夏	円 5,600	円 7,500	円 11,300	円 13,700	円 17,500	円 2,400
		冬	円 9,000	円 11,900	円 16,900	円 20,000	円 25,300	円 3,300
	(注) 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)							
	期間	災害発生の日から10日以内						
備考	1 現物給付に限る 2 輸送費、人夫費は、別途計上する							

第2節 住宅応急対策

《基本的な考え方》

災害直後の二次的な被害の拡大を抑えるとともに、その後の生活再建・住宅復興への取り組みが円滑に行えるよう、迅速な応急対策を実施する。

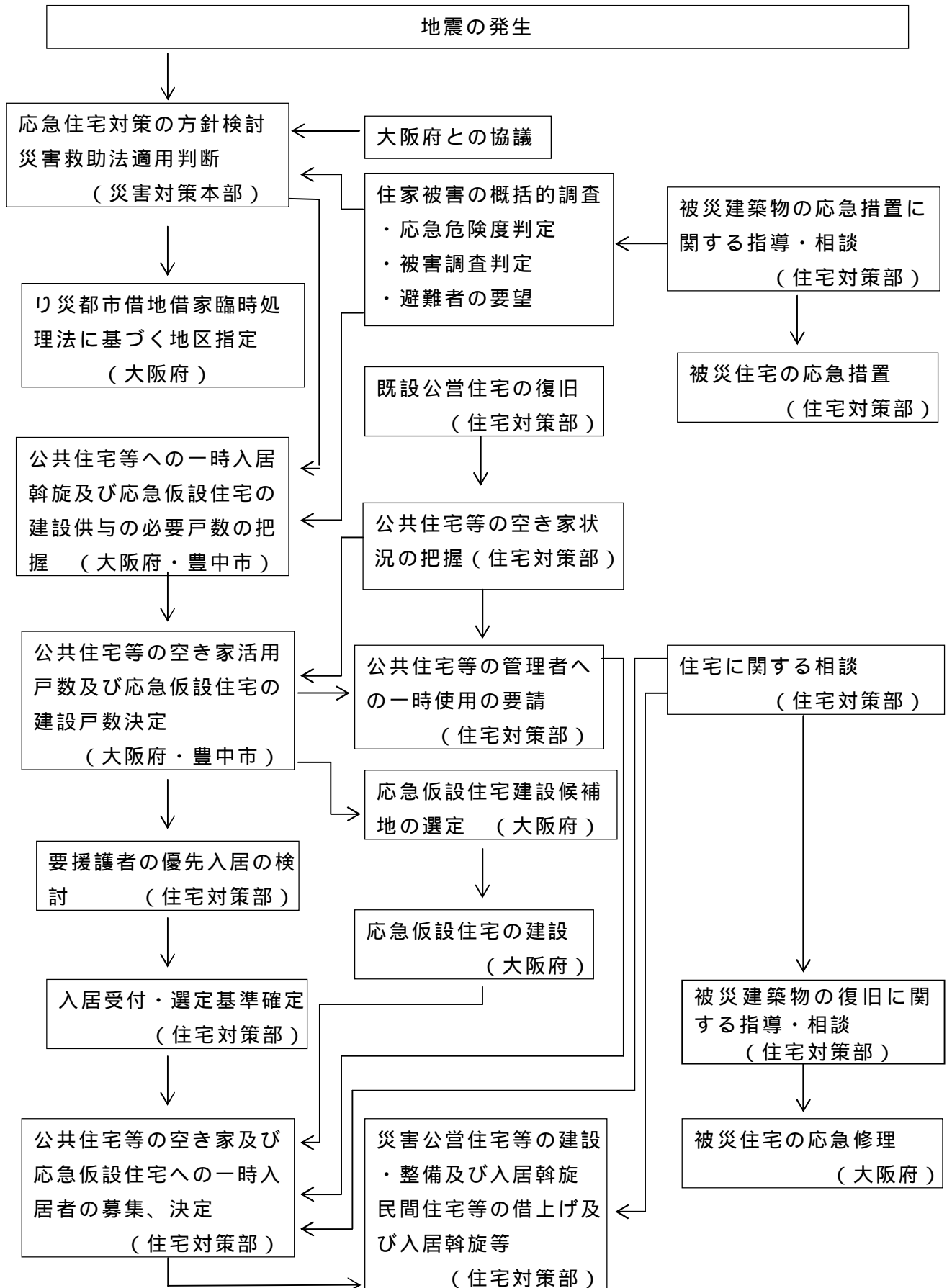
《対策の体系》

住宅応急対策	1 被災建築物に対する指導・相談 2 公共住宅等への一時入居 3 応急仮設住宅の供与 4 住宅に関する相談 5 被災住宅の応急修理 6 民間住宅等の借上げ及び入居斡旋
--------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
住宅対策部住宅等 斡旋班	1 応急仮設住宅建設用地の確保に関する事 2 民間住宅等の借上げ及び入居斡旋に関する事 3 住宅相談に関する事 4 住宅相談班の応援に関する事
住宅対策部住宅総 務班	1 公共住宅等の一時入居に関する事
住宅対策部応急対 策班	1 被災住宅の応急修理の実施に関する事 2 住宅相談班の応援に関する事
住宅対策部住宅相 談班	1 被災建築物に対する指導・相談に関する事 2 住宅相談に関する事

《応急対策の流れ》



《住宅対策の種類と順序》

- 1 災害直後直ちに行う必要があるもの
 - (1) 被災建築物の応急措置に関する指導・相談
 - (2) 被災住宅の応急措置
 - (3) 既設公営住宅の復旧
 - (4) 公共住宅等への一時入居斡旋、応急仮設住宅の建設供与
 - (5) 被災都市借地借家臨時処理法に基づく地区指定
 - (6) 住宅に関する相談
- 2 災害直後の対策に引き続き、できるだけ早く実施すべきもの
 - (1) 被災住宅の応急修理
 - (2) 災害公営住宅等の建設・整備及び入居斡旋
 - (3) 民間住宅等の借上げ及び入居斡旋等
 - (4) 被災建築物の復旧に関する指導・相談

《対策の展開》

1 被災建築物に対する指導・相談

住宅対策部住宅相談班は、被災建築物に対する応急措置や復旧に関する指導・相談を行う。

(1) 応急措置に関する指導・相談

倒壊のおそれのある建築物（工事中の建築物を含む）、及び外壁等の落下などのおそれがある建築物に関する相談・指導を行う。

(2) 復旧に関する指導・相談

必要に応じ、被災建築物の復旧に関する相談窓口を設置し、復旧に関する技術的指導や相談及び住宅金融公庫の融資等に関する相談や情報提供などを行う。

2 公共住宅等への一時入居

(1) 住宅対策部住宅総務班は、市営住宅のほか、府、府内各市町、住宅供給公社、都市再生機構等が管理する公営・公社・機構住宅等の空き家状況を把握する。

(2) 公営・公社・機構住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請し、一時入居の措置を実施する。

3 応急仮設住宅の供与

(1) 実施機関

ア 府が実施する。知事から委任された場合は、市が実施する。

イ 同法が適用されない場合は、被害の状況に応じてその他の応急住宅対策を勘案しながら、市が実施する。

(2) 実施基準

ア 被災の状況を十分考慮しながら、災害救助法の実施基準に準じて行う。

イ 集会施設等、生活環境の整備を促進するとともに、高齢者、障害者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

(3) 応急仮設住宅建設用地

被災の状況を十分考慮しながら、当面利用目的が決まっていない公共用地、都市公園等の建設適地の中から、住宅対策部住宅等幹旋班が選定し、府が決定する。

(4) 建設上の留意点

ア 住宅の構造は、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮する。

イ 設置戸数の決定にあたっては、災害救助法の設置基準によるほか、避難所等の存続状況などを考慮に入れて最終の戸数を決める必要がある。

(5) 応急仮設住宅の管理

市の協力のもとに、府が管理する。

4 住宅に関する相談

住宅対策部住宅等幹旋班は、応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供を行う。実施の方法等については、「第2章第3節 災害広報・広聴」に定めるところによる。

5 被災住宅の応急修理

(1) 修理方法

災害救助法適用による応急修理は、知事が実施する。知事から委任された場合は市長が実施する。実施担当班は、住宅対策部応急対策班とする。

(2) 修理の範囲

居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とし、基本修理額の範囲内で実施する。

6 民間住宅等の借上げ及び入居斡旋

(1) 住宅対策部住宅等幹旋班は、民間賃貸住宅等の空き家状況を把握するため、不動産業関係団体に協力を要請する。

(2) 必要に応じて、空き家になっている社員住宅等の借上げを検討する。

(3) 被災者に対し空き家情報を提供し、入居を斡旋する。

第3節 応急教育等対策

《基本的な考え方》

文教施設の被災又は小中学校の児童生徒及び幼稚園並びに保育所の乳幼児の被災により通常の教育等を行うことができない場合には、休校園等の措置や乳幼児・児童生徒の安全確保並びに安否確認を行うとともに、速やかに学校園の再開に向けた措置を行う。

《対策の体系》

応急教育等対策	1 学校園の地震発生時の対策
	2 教育施設の応急対策
	3 学校園の再開
	4 学校給食対策
	5 留守家庭児童会の応急措置
	6 社会教育施設等の応急措置
	7 文化財の保護
	8 応急保育の実施

《 応急対策の分担 》

実 施 担 当	実 施 内 容
避難部避難総務班	1 教育施設の被害調査及び応急対策、災害復旧に関すること 2 学用品等の調達及び支給に関すること 3 就学援助費の支給及び保育料の減免措置に関すること 4 部内各班の被害状況のとりまとめ及び報告に関すること
避難部学校教育避難班	1 幼児・児童生徒の避難計画に関すること 2 幼児・児童生徒の安否確認、校园区内の被害状況、通学園路の安全点検に関すること 3 休校園処置に関すること 4 学校園と保護者の連絡に関すること 5 応急教育等の実施に関すること 6 幼児・児童生徒の健康管理等に関すること
避難部炊き出し班	1 学校給食の実施に関すること
避難部社会教育・社会体育避難班	1 社会教育・社会体育施設の応急対策に関すること 2 文化財の保護に関すること
こども施設避難班	1 乳幼児の避難計画に関すること 2 乳幼児の安否確認、保育所周辺の被害状況、安全点検に関すること 3 休所処置に関すること 4 保護者との連絡に関すること 5 応急保育の実施に関すること 6 乳幼児の健康管理等に関すること
教職員	1 応急教育の実施及び校舎の安全・管理体制の確立に関すること

《 対策の展開 》

1 学校園の地震発生時の対策

(1) 登校園前の措置

幼児・児童生徒の登校園前に、市域で震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、臨時休校園とする。

なお、震度 5 弱未満であっても、一定の被害が発生した場合については、自宅待機

の判断は保護者が行う。

(2) 登校園後の措置

各校園長は幼児・児童生徒の在校園中に地震が発生した場合は、「防災に関する安全指導の手引」に基づき、幼児・児童生徒を安全な場所に避難させ、保護・監督にあたるとともに校園内の被害状況等を点検し、学校園に待機させるなど適切な措置を講ずる。

帰宅させる場合は、危険防止等についての注意事項を十分徹底させるとともに、通学園路の安全を確認し、特に幼児・低学年児童には教職員が地区ごとに付き添うなど適切な措置をとる。

ただし、帰宅させることが危険であると認められるときは、校園内に保護し、保護者への連絡を行う。

(3) 夜間・休日等に、震度5弱以上の地震が発生したときの措置

教職員は可能な限り所属の学校園に参集し、応急教育の実施及び校園舎の安全・管理のための体制の確立に努める。

2 教育施設の応急対策

(1) 施設の被害状況の報告

ア 幼稚園、小中学校、その他教育施設の管理責任者は、災害にあったときは以下の項目について被害状況を速やかに調査し、避難部避難総務班に報告する。

(ア) 幼児・児童生徒等の被災状況

(イ) 教育関係職員の被災状況

(ウ) 学校園施設の被害状況

(エ) その他教育施設等の被害状況

(オ) 応急措置を必要と認める事項

イ 避難部避難総務班は、直ちに総括部に被害の状況を報告するとともに、府教育委員会に報告する。

(2) 応急復旧対策

被災後、速やかに施設の応急復旧を行い、平常保育・授業の実施体制を整える。

ア 災害による被害の軽易な復旧は、その施設の長が行う。

イ 被災施設の応急復旧に努めるほか、隣接校園等との協議、調整を行い教室の確保を図る。

ウ 被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧が完了するまで管理監督するとともに、応急仮設校園舎を建設する。

3 学校園の再開

(1) 応急教育の実施

ア 応急教育の区分

災害により通常の保育・授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教

職員、幼児・児童生徒及びその家族の被災程度、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して応急教育を実施する。

イ 応急教育実施の予定場所

- (ア) 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、隣接学校園、公民館等公共施設への収容により保育・授業を行う。
- (イ) 校舎の一部が使用できない場合は、残存施設を活用し、必要に応じて二部保育・授業を行う。
- (ウ) 地震等広域に及ぶ災害により、学校園もその周辺の民家も被災した場合は、保育・授業可能な屋舎を利用し、小単位集団に区分して保育・授業を行い、復旧状態に応じて逐次集団を統合し、保育・授業の継続を図る。

(2) 学用品等の調達、支給

ア 災害救助法が適用された場合、災害によって学用品を失い、又は損傷して就学上支障のある児童生徒に対して、同法の規定に基づいて教育委員会が学校を通じて学用品等を支給する。

イ 学用品等の支給は、被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- (ア) 教科書
- (イ) 文房具
- (ウ) 通学用品

ウ 災害救助法が適用されない場合は、被害の状況を調査し、できるだけ速やかに調達し支給する。

(3) 就学援助費の支給及び保育料の減免

災害救助法が適用された場合、被害によって、就学園することが著しく困難になった幼児・児童生徒に対し就学援助費の支給、保育料等の免除及びその他の補助を行う必要性が認められた場合は、関係機関と協議のうえ措置をする。

(4) 幼児・児童生徒の健康管理等

ア 被害の状況を勘案し、校長を通じて保健管理、安全指導を強化する。

イ 被災地域の学校園の教職員、幼児・児童生徒に対しては、豊中市医師会・豊中保健所と緊密な連携をとり、臨時健康診断等を行うとともに、被災学校園の施設の清掃、消毒、飲料水の浄化を行い、感染症予防の適切な措置をとる。

ウ 被災した園児・児童生徒に対し、教育研究所等関係機関と連携しながら、保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケア等に努める。

4 学校給食対策

給食施設の被災により、完全給食の実施が困難な場合は、学校再開にあわせ応急措置を施し、速やかに実施できるように努めるとともに、補食給食を行うなど給食の継続実施に努める。

なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。

- (ア) 避難所となった学校において、非常緊急措置として学校給食施設で炊き出しを実施する場合。
- (イ) 給食施設が被災し、給食実施が不可能となった場合。
- (ウ) 感染症の発生が予想される場合。
- (エ) 給食物資が入手困難な場合。
- (オ) その他給食の実施が適切でないと認められる場合。

5 留守家庭児童会の応急措置

(1) 児童の登校前の措置

児童登校前に、市域で震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休校となるため、留守家庭児童会は開設しない。

(2) 留守家庭児童会開設中の措置

留守家庭児童会開設中に市域で震度5弱以上の地震が発生した場合は、地域や学校の被害の状況に応じて児童を安全な場所に避難させるなど保護、監督にあたりとともに、機関長（校長）と連携を取りながら指導員から保護者に引取りの連絡を行う。

6 社会教育施設等の応急措置

避難部社会教育・社会体育避難班は、それぞれの施設に対する応急対策を実施する。

ア 施設の管理責任者は、施設で開催されている事業等の中止又は延期の措置を行うとともに、施設内における人命の安全確保を図るため、防災計画に基づき適切に避難誘導を行うなど混乱防止に努める。

イ 施設の管理責任者は、建築物の被害の調査を早急を実施し、危険箇所の応急的な安全措置を実施する。

7 文化財の保護

避難部社会教育避難班は、地震発生後直ちに文化財の被害調査を行い、判明した状況から文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

8 応急保育の実施

(1) 措置児童への対応

ア 保育所の地震発生時の対策

(ア) 登所前の措置

乳幼児の登所午前7時30分までに、市域で震度5弱以上の地震が観測された場合は、臨時休所とする。

なお、震度5弱未満であっても、一定の被害が発生し、登所に支障を来す場合については、自宅待機の判断は保護者が行う。

(イ) 登所後の措置

保育中に地震が発生した場合は、乳幼児を安全な場所に避難させ保護し、災害援護部長は、関係所属長及び保育所長と協議の上、休所・中途帰宅等適切な措置をとる。

中途帰宅にあたっては、保護者へ連絡を行い、迎えに来るまで保育所で保育する。

イ 保育施設の応急復旧対策

被災した場合は、速やかに応急復旧を行い、早急に平常保育ができるよう措置する。

ウ 保育所児の健康保持

被災地区の当該保育所の職員、保育所児に対しては、豊中保健所等と緊密な連絡をとり健康診断等を行い、健康保持に十分注意するとともに、伝染病予防についても適切な措置をとる。

(2) その他の乳幼児の対応

災害の復旧にあたり、保護者並びに同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に、入所措置を行うものとする。(保育所への入所措置条例第2条第6項「震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること」)。

第4節 要援護者支援策

《基本的な考え方》

避難や救出の困難さ、避難所生活での困窮等、災害時にさまざまなハンディキャップのある高齢者、障害者や乳幼児等の要援護者への支援を、迅速、適切に実施する。

《対策の体系》

要援護者支援策	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生直後の要援護者支援策 2 その後の要援護者支援策
---------	---

《応急対策の分担》

実 施 担 当	実 施 内 容
災害援護部援護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 在宅要援護者の安否確認に関する事 2 災害情報の提供に関する事 3 居宅、避難所及び応急仮設住宅等における福祉ニーズの把握に関する事 4 在宅要援護者の施設への緊急入所に関する事 5 避難所での配慮に関する事 6 在宅福祉サービスの継続的提供に関する事 7 福祉相談窓口の設置及び巡回相談の実施に関する事
工作部下水対策班 土木対策班 市民部救援物資班 廃棄物対策部業務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害援護部の応援に関する事

《対策の展開》

1 災害発生直後の要援護者支援策

(1) 重度障害者等の在宅要援護者の安否確認

豊中市重度障害者等安否確認事業実施要綱に基づき、豊中市社会福祉協議会、豊中市民生・児童委員会協議会の協力を得て、速やかに重度障害者等在宅要援護者の安否確認を行う。

資料：予防 17 豊中市重度障害者等安否確認事業実施要綱

予防 18 重度障害者や要援護高齢者等のための安否確認実施マニュアル

(2) 福祉ニーズの把握

被災した在宅要援護者が居宅、避難所及び応急仮設住宅等においても、福祉サービスが継続的に受けられるよう安否確認とあわせて福祉ニーズを把握する。

(3) 在宅要援護者の施設への緊急入所

居宅、避難所等では生活ができない障害者等の在宅要援護者については、本人の意思を尊重したうえで、社会福祉施設等（二次的避難所）への緊急一時入所の手続きを行い、市内の施設では不足する場合は、府に対し広域応援を要請する。

資料：予防 - 14 避難場所一覧表 (2)二次的避難所

(4) 避難所での要援護者等への配慮

避難所等に避難した高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等の健康状態等を把握し、スペースの確保や必要な生活必需品等の支給等に配慮する。

(5) 災害情報の提供

関係団体、ボランティア等の協力を得て、障害者や外国人等の要援護者に対して、災害情報の提供を行う。

ア 手話通話者等のボランティアを要請し、障害者に対する支援体制を確立する。

イ ラジオ、テレビ、広報誌、広報車等のさまざまな媒体を利用することにより、又障害者等の支援団体に情報を提供することにより、視聴覚障害者に確実に情報が伝達されるよう配慮する。

ウ 国際交流団体や外国人等の支援団体に情報を提供することにより、日本語を解さない外国人に確実に情報が伝達されるよう配慮する。

2 その後の要援護者支援策

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

ア 被災した障害者等の要援護者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等在宅福祉サービスを提供する。

イ デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、障害者等の要援護者に対する福祉サービスの継続的な提供を行う。

(2) 福祉全般の相談窓口の開設

高齢者や障害を持つ人等に対しては、地域住民を中心としたきめ細かな援護体制を確立し、早期に相談窓口を開設する。

(3) 情報提供

総括部広報班は、関係団体やボランティア等の協力を得て、要援護高齢者、障害者等に対する居宅、避難所及び応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

(4) 巡回相談の実施

避難所を定期的に巡回し、保健・福祉に関する相談窓口を開設し、避難所周辺の住民も含めた相談業務を行うとともに、地域の保健・福祉ニーズの把握に努める。

第5節 災害ボランティアの受入れ

《基本的な考え方》

災害発生後に、災害対策本部は、被災者の生活や自立を支援するとともに、行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する災害ボランティアが、効果的に支援活動を展開するための受入体制や情報提供等の活動を行う。

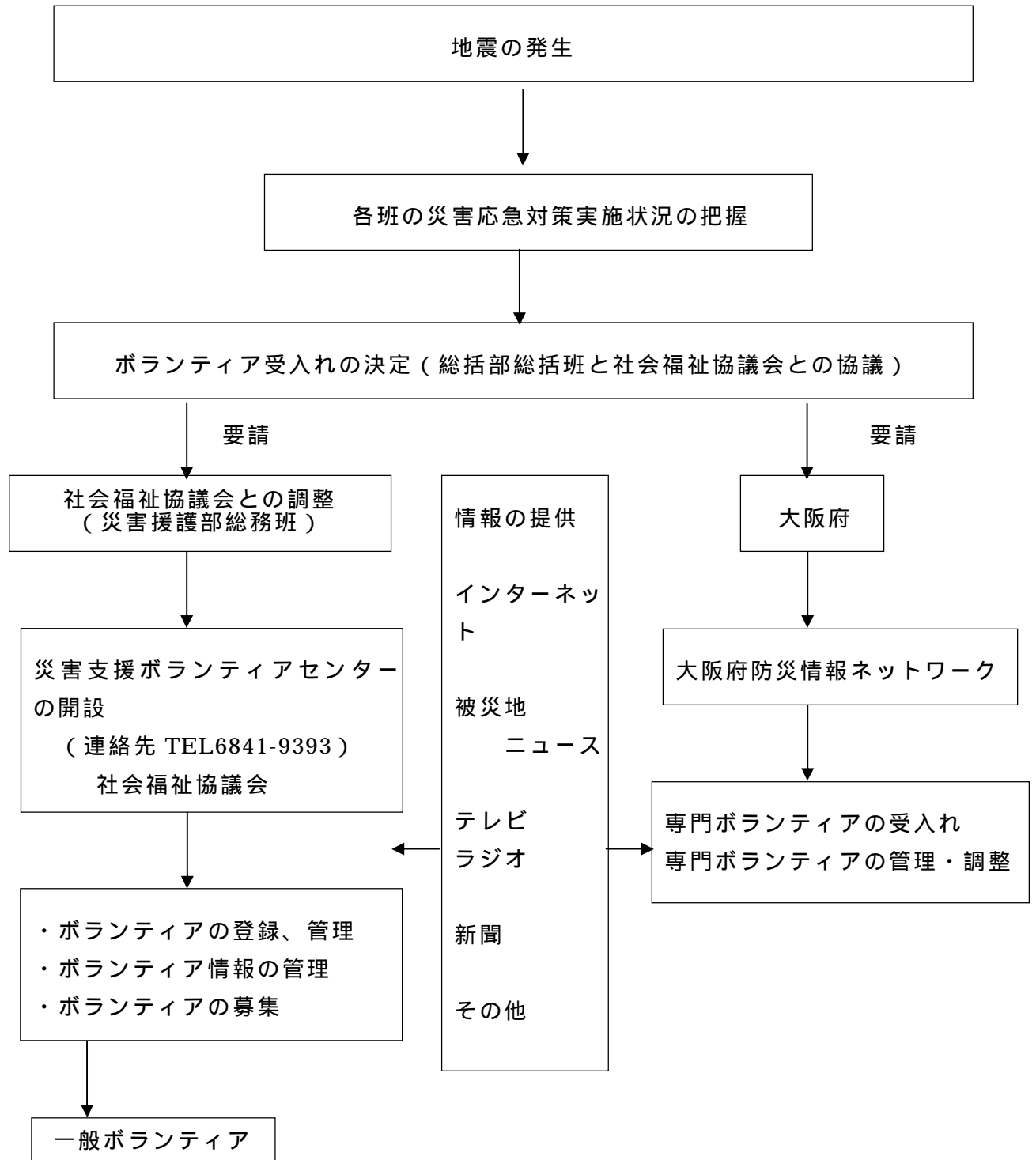
《対策の体系》

災害ボランティアの受入れ	1 災害支援ボランティアセンターの開設 2 一般ボランティアの活動 3 専門ボランティアの活動
--------------	---

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
総括部総括班 各部	1 専門ボランティアの要請に関すること 2 専門ボランティアの活動拠点の提供に関すること
市社会福祉協議会	1 災害支援ボランティアセンターの開設に関すること 2 ボランティアの受入れ及び需給調整に関すること 3 具体的な援助情報の把握と情報提供に関すること

《応急対策の流れ》



《対策の展開》

1 災害支援ボランティアセンターの開設

(1) 開設手順

ア 総括部総括班は、地震発生後の避難所の状況及び災害応急対策要員の確保状況を見て、広くボランティアを募集して対応する必要があると判断した場合は、災害援護部災害援護総務班を通じ、市社会福祉協議会に対し災害支援ボランティアセンターの開設を要請する。

イ 市社会福祉協議会は、災害援護部の協力のもと、福祉会館に災害支援ボランティアセンターを開設する。

(2) 災害支援ボランティアセンターの業務

ア 一般ボランティア需要の集約と総合的情報の提供

(ア) 避難所や防災関係機関等における一般ボランティアの需要情報を一元的に管理する。

(イ) 一般ボランティアに対し、ボランティア活動の内容、場所等の情報を提供する。

イ 一般ボランティアに関する情報の一元的管理

(ア) 一般ボランティアの活動状況等の情報を一元的に管理する。

(イ) 市内・外のボランティア組織との総合的調整を行う。

ウ その他

(ア) 資機材の調達、活動時の保障（保険加入等）等、活動のための環境づくりを行う。

(イ) 報道機関とのボランティア募集等の調整を行う。

(ウ) 運営は、豊中市社会福祉協議会が組織する災害支援ネットワーク等が核となる。

(3) 一般ボランティアの要請

避難所や物資集積場等で活動する各班は、一般ボランティアが必要な場合、必要人員業務内容、業務場所、必要資機材等を災害支援ボランティアセンター、豊中市赤十字奉仕団、要援護者関係団体等に要請する。

(4) 情報の提供

災害援護部災害援護総務班は、災害支援ボランティアセンターに対し、一般ボランティア活動に必要な情報の提供を行う。

2 一般ボランティアの活動

(1) 活動の範囲

一般ボランティアの活動の範囲は、被災世帯への救援物資の配布、炊き出し、情報伝達等、人命に関わる課題や専門性のない範囲のものとする。

(2) 一般ボランティアに要請する活動項目

ア 災害発生初期の避難所等における運営業務への協力

イ 被災者に対する炊き出し業務、飲料水の輸送等の業務への協力

ウ 被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の業務への協力

エ 高齢者、障害者等要援護者の安否確認業務等への協力

オ 高齢者、障害者等要援護者の日常生活維持のための介助業務への協力

カ 被災者が行う被災家屋からの家財搬出等への協力

キ 地域における生活関連情報等の収集及び被災者への提供

ク 市が行う災害時における広報活動への協力（要援護者向資料の作成等）

- ケ 負傷者の応急手当及び避難所・病院等への搬送
- コ 災害時における情報収集活動への協力（外国語通訳、手話通訳要員等を含む）
- サ 避難所・被災地区における健康管理業務への協力（保健師等による）
- シ こころのケア業務への協力

3 専門ボランティアの活動

(1) 応援の要請

災害発生時に応急対策を実施するにあたり、市職員のみで不足する場合は、各部は、総括部総括班を通じて、府に対し大阪府防災情報ネットワーク等により、アマチュア無線クラブや建築士会等の専門性をもつサークルや職能団体に応援を要請する。

(2) 活動拠点の提供

各部は、専門ボランティア活動に必要な場所やボランティア関係団体への情報の提供を行う。

(3) 専門ボランティアに要請する活動項目

- ア 災害初期における消防活動
- イ 倒壊建物・土砂災害等による生埋者の救出活動
- ウ 情報収集活動への協力（アマチュア無線、タクシー無線等）
- エ 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧活動への協力
- オ 建築物応急危険度判定調査への協力（建築士等による）
- カ 災害時総合相談窓口業務への協力（法律相談、税務相談、家計再建相談等）
- キ その他各部が行う災害応急対策業務への協力

第6節 行方不明者の捜索・遺体安置場所等の確保及び事後の処置

《基本的な考え方》

地震災害等により行方不明者、死者が一時的に集中して多数発生した場合は、厚生労働省防災業務計画（平成8年1月10日厚生省総第2号）及び大阪府広域火葬計画に基づき、警察、消防署、医療関係機関、葬儀業者等との協力のもとに的確に対応し、社会の秩序と人心の安定を図る。

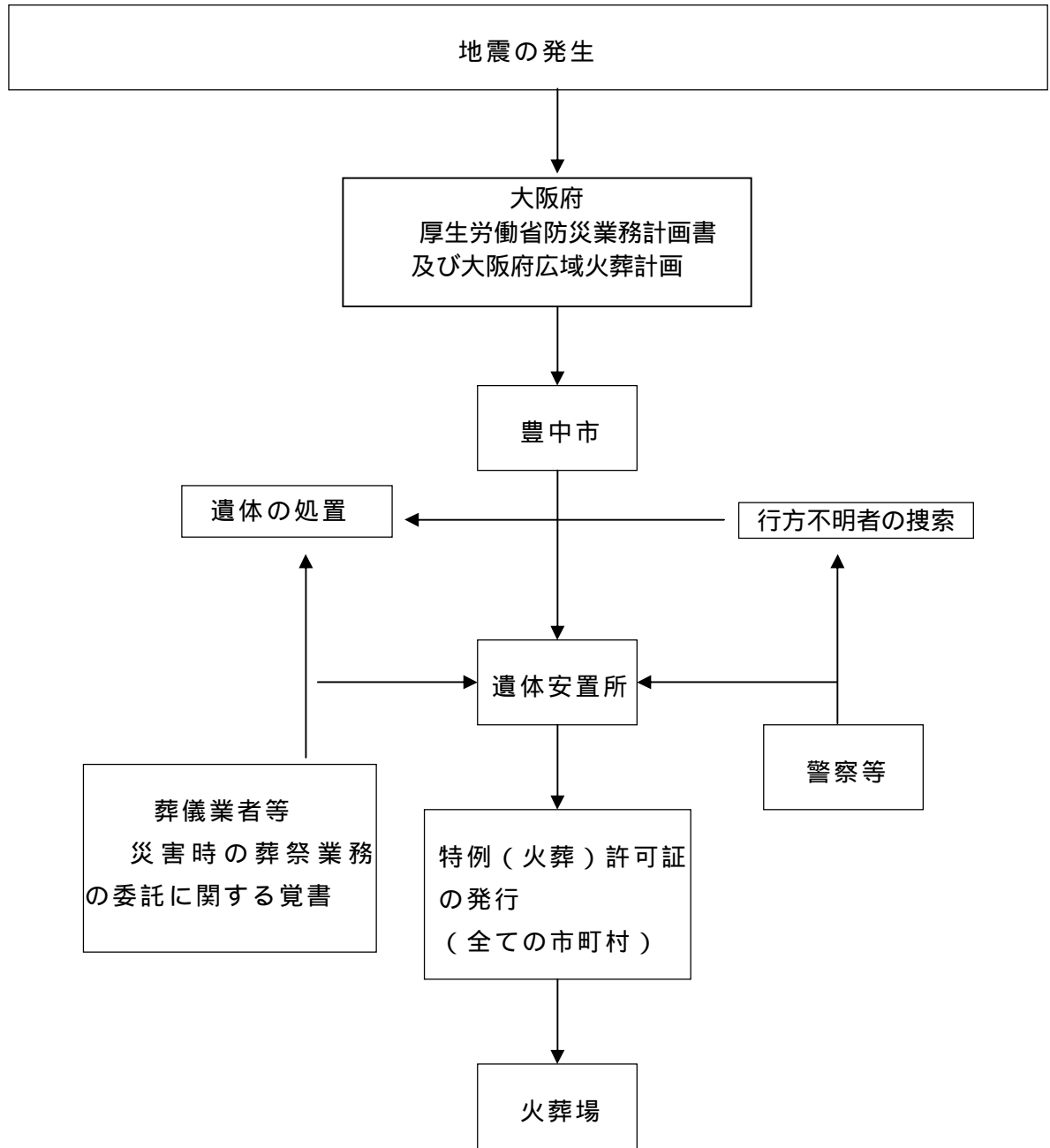
《対策の体系》

行方不明者の捜索・遺体安置場所の確保及び事後の処置	1 行方不明者の捜索 2 遺体の処置 3 遺体の火葬 4 災害救助法による実施基準
---------------------------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
災害援護部災害援護総務班	1 遺体に対する必要措置に関すること
医療救護部医務・薬局	1 遺体の検案の協力に関すること
消防部・消防団	1 行方不明者、遺体の捜索への協力に関すること

《応急対策の流れ》



遺体の安置所については、千里体育館の他公共施設において対応する。

《対策の展開》

1 行方不明者の搜索

(1) 行方不明者の搜索体制

ア 行方不明者の搜索にあたっては、救助活動に引き続いて災害援護部災害援護総務班が消防部、警察等と消防団、地域住民が協力して実施する。また、動員物資補給部に職員の動員を要請し、職員の動員体制を確立する。

イ 行方不明者や搜索された遺体については、間違いのないようにリストに整理する。

ウ 行方不明者が多数の場合には、本部に窓口を設置して、手配・処置等の円滑化を図る。

エ 搜索の困難な場合は、府に応援を求める。

(2) 遺体を発見した場合の措置

ア 遺体を発見した場合は、速やかに警察署に連絡する。

イ 遺体は医師による検案、警察官による検視（見分）を行った後、遺族等に引き渡す。

ウ 遺体の保存、身元確認のため、葬儀業者の協力を得て必要な処置をする。

エ 遺体の身元確認に時間を要したり、死亡者多数のため短時間に対応できない場合、市の施設等を使用し、火葬まで保存する。

オ 身元不明遺体については、警察署等に連絡のうえ、人相、着衣、所持品、特徴などの掲示又は手配を行い、検視（見分）後遺留品等を保存しておく。

2 遺体の処置

(1) 遺体の処置方法（資料：地震応急 - 18「災害時の葬祭業務の委託に関する覚書」）に基づき以下の範囲内において行う。

ア 遺体の安置所の設営

イ 棺（付属品を含む）の調達

ウ 納棺又は火葬に至るまでの業務

(2) 遺体の身元確認

ア 身元が確定した遺体については、速やかに安置所に搬送して、遺族に引き渡し、必要な手続きのうえ火葬する。

イ 身元が確定しない遺体については、警察官から検視調書を受け、その後行旅死亡人として取り扱う。

(3) 遺体安置所

遺体の安置所は、千里体育館の他公共の施設の中から災害状況に応じて選定し、適宜施設管理者と協議して開設する。

(4) 遺体処置に要する車両

葬儀業者保有車両で不足する場合は、府に応援を要請する。

3 遺体の火葬

(1) 火葬相談窓口の開設

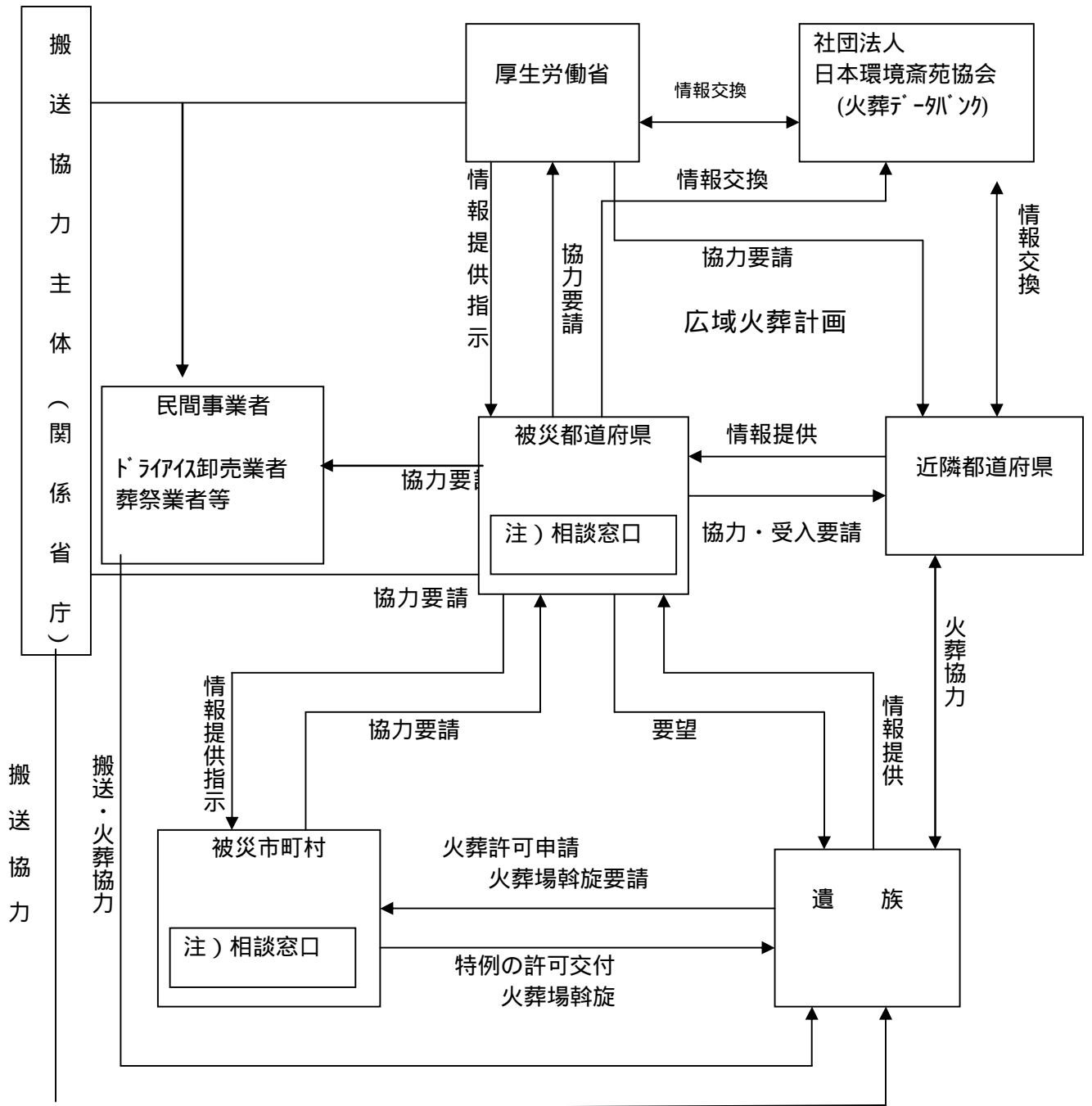
遺体の火葬に関する相談窓口を開設する。

(2) 遺体の火葬方法

ア 本部は、特例（火葬）許可証を交付する。

イ 収容限度を超過した場合又は、現火葬場の運営ができない場合は府に応援を要請する。

【大規模災害時の火葬】(厚生労働省防災業務計画書第2編第5章第1節関係)



注) 相談窓口は、場合により、都道府県又は市町村のいずれかに設置されることとなる。遺族に対する火葬場斡旋等は市町村が実施するが、場合により都道府県が直接行う可能性もある。

4 災害救助法による実施基準

災害救助法による実施基準は次のとおりである。

【埋 葬】

項 目	基 準 等
対 象	災害の際、死亡した者についての死体の応急的処理
費用の 限度額	大人 1体当たり 193,000円以内、 小人 1体当たり 154,400円以内

【死体の捜索】

項 目	基 準 等
対 象	災害により現に行方不明で、四囲の事情により死亡している推定される者
費用の 限度額	通常の実費

【死体の処理】

項 目	基 準 等
対 象	災害の際、死亡した者についての、死体に関する処理
費用の 限度額	1 死体の洗浄・縫合・消毒等の処置費用：1体につき 3,300円以内 2 死体の一時保存：施設借上費は通常の実費 既存建物を利用できない場合 5,000円以内 3 検案：通常は救護班が行うので、特別に費用は要しないが、救護班によ らない場合は、慣行料金の額以内

第7節 防疫・保健衛生対策

《基本的な考え方》

災害後は、生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等悪条件が重なると想定されるため、迅速に防疫措置を実施し、伝染病の発生を未然に防止する。

《対策の体系》

防疫・保健衛生対策	1 防疫・保健衛生活動 2 食品衛生監視活動 3 被災者のメンタルケア
-----------	---

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
医療救護部医療・衛生・救助班	1 被災地での環境衛生の確保、感染症の予防等の実施に関すること 2 食中毒の防止及び食中毒発生時の対応に関すること 3 被災者のメンタルケアに関すること
工作部下水対策班	1 防疫に関すること

《対策の展開》

1 防疫・保健衛生活動

(1) 基本的な取り組み

医療救護部医療・衛生・救助班は、被災地での環境衛生の確保、感染症の予防等を実施するため、豊中保健所等と連携し、次の防疫措置をとる。

- ア 被災地及び避難所の衛生確保
- イ 無症状病原体保有者の早期発見・治療

(2) 活動内容

医療救護部医療・衛生・救助班は、避難所責任者、自治会等の住民組織、豊中保健所等からの報告のほか、自らの調査に基づき、被災地、避難所等の衛生状態を把握し、実情に応じて豊中保健所の指導のもと対策活動を実施する。

- ア 被災地等の消毒
 - (ア) 下痢患者、有熱患者が多く発生している地域
 - (イ) 避難所のある地域
 - (ウ) 浸水などで衛生条件が良好でない地域
- イ 防疫調査・健康診断

豊中保健所、豊中市医師会等の協力を得て、被災地・避難所での防疫調査・健康診断を実施し、感染症等の患者又は保菌者が発見された場合は、本部及び豊中保健所に報告するとともに、豊中保健所の指示に基づき適切な措置をとるとともに、防疫調査を強化する。

ウ 避難所の衛生確保

避難所において、避難所責任者、避難所自治組織の代表者の協力を得て、定期的な消毒、飲料水の水質検査・改善等を実施する。

エ 予防接種

予防接種法第6条に基づき臨時の予防接種を府との緊密な連携のもと実施する。

2 食品衛生監視活動

(1) 食中毒の防止

医療救護部医療・衛生・救助班は、豊中保健所と協力して食品の取り扱い状況や容器の消毒など衛生状態の監視、改善を図る。

(2) 食中毒発生時の対応方法

食中毒患者が発生した場合、府が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因の調査と被害の拡大防止に努める。

3 被災者のメンタルケア

医療救護部医療・衛生・救助班は、必要に応じ豊中保健所、豊中市医師会等の協力を得て精神科医等の相談窓口を開設し、被災者のメンタルケアを実施する。

第 8 節 廃棄物処理対策

第 1 一般廃棄物（生活系ごみ）の処理

《基本的な考え方》

災害が発生した場合、被害の状況を的確に把握し、迅速に臨時ごみ処理計画を策定し、計画に基づいて、排出された生活系ごみを迅速にかつ確実に収集処理し、被災地の環境衛生の万全を期する。

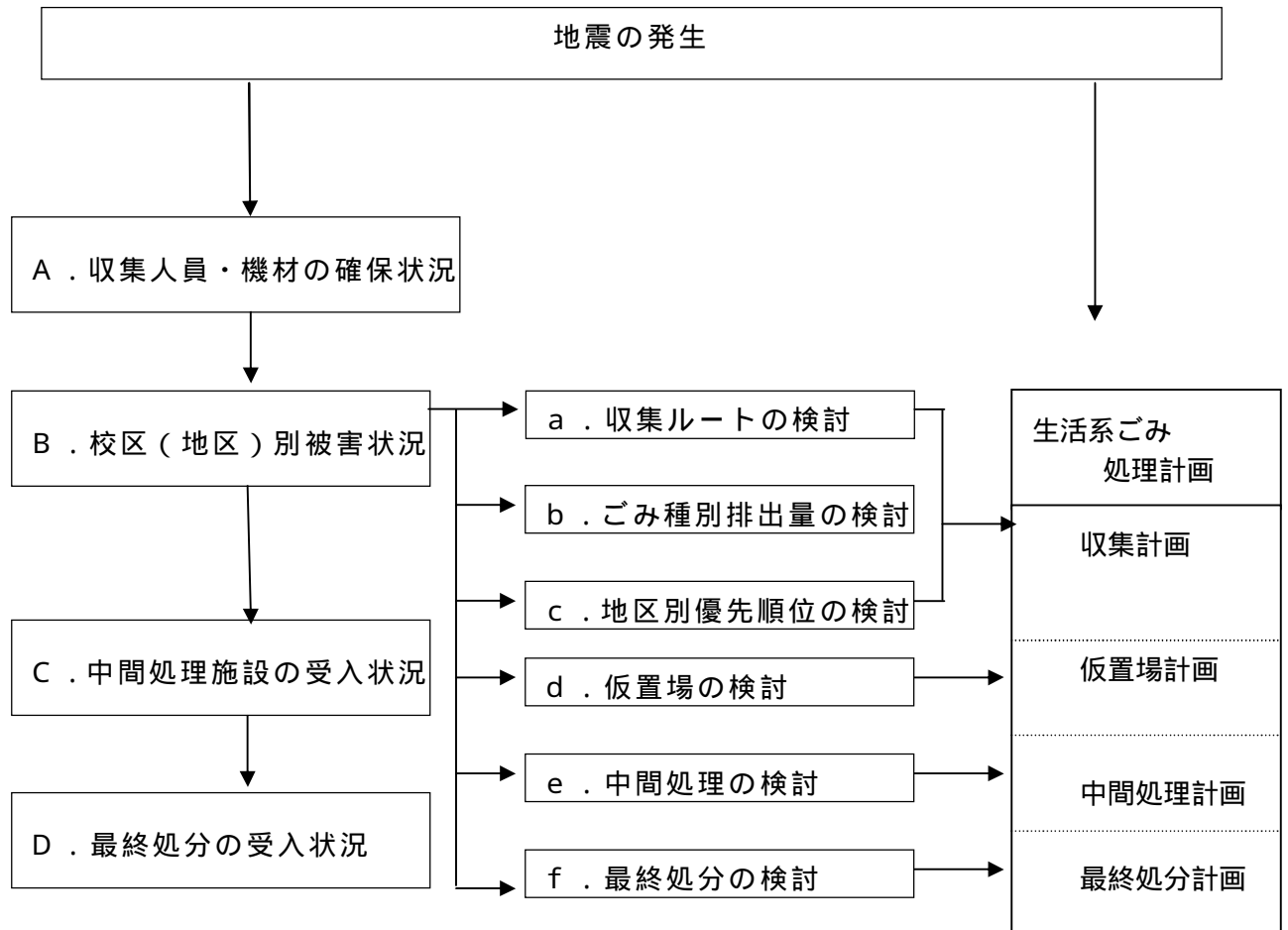
《対策の体系》

一般廃棄物（生活系ごみ）の処理	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の把握 2 中間処理施設の受入状況の把握 3 最終処分の受入状況の把握 4 仮置場設置の検討 5 臨時ごみ処理計画の策定 6 臨時ごみ処理計画を実施する上での 人員及び機材の状況把握
-----------------	--

《応急対策の分担》

実 施 担 当	実 施 内 容
廃棄物対策部廃棄物 対策総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物対策総務班、業務班の人員及び機材の状況確認に関すること 2 校区（地区）別被害状況の確認に関すること 3 中間処理施設の受入状況の確認に関すること 4 最終処分の受入状況の確認に関すること 5 臨時ごみ処理計画の策定に関すること 6 臨時ごみの処理日時等の広報に関すること
廃棄物対策部業務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみの収集に関すること

《 応急対策の流れ 》



《 対策の展開 》

1 被害状況の把握

総括部との連絡を密にとり、各校区(地区)ごとの被害状況を把握し、ごみの種別ごとの排出量、地区別優先順位、収集ルートなどを検討する。

2 中間処理施設の受入状況の把握

豊中市伊丹市クリーンランドの被害状況を確認し、処理能力が確保できない場合は、隣接都市の中間処理施設や民間処理施設の受入状況を把握し、可能焼却処理量、破碎・選別処理量及び各処理施設への搬入ルートを検討する。

3 最終処分の受入状況の把握

焼却残灰、破碎選別後の埋立残渣の最終処分先の大阪湾フェニックスに受入量が確保できない場合は、その他民間処分場も含め受入状況を把握し、受入基準、受入可能量及び各施設への搬入ルートを検討する。

4 仮置場設置の検討

1～3の状況を踏まえ、仮置場を設置する必要がある場合は、被害の少ない住宅地域を避け、交通渋滞が予想される幹線道路を使用せずに搬入、搬出が可能な中間処理

施設に近い未利用地を選定する。

5 臨時ごみ処理計画の策定

(1) 収集計画については、分別収集区分、処理優先区域とごみ種、収集ルート、収集回数、ごみ集積場等を定め、仮置場を設置する場合は、設置場所、仮置場ごとのごみ種、その搬入、搬出ルート等を定める。

(2) 中間処理計画については、ごみ種ごとの処理方法、処理施設、処理量、搬入ルート等について定める。

6 臨時ごみ処理計画を実施する上での人員及び機材の状況把握

廃棄物対策部業務班の人員の確保状況及び機材の確保状況と、臨時ごみ処理計画を実施する際の必要人員、機材を考慮し、必要に応じて府及び隣接市町、関係団体に応援を要請して実施するとともに民間企業への委託も検討する。

【ごみ処理施設】

施設名	施設区分	所在地	電話	処理能力
豊中市伊丹市 クリーンランド	焼却処理 施設	豊中市 原田西町 2-1	6841-5394	2000kcal/kg:225t/ 基 × 3 基 = 675t/24h 2800kcal/kg:195t/24h
	粗大ごみ 処理施設	”	”	回転破碎・機械選別:130t/5h 剪断破碎 : 5t/5h

第2 し尿の収集・処理

《基本的な考え方》

災害が発生した場合、被害の状況を的確に把握し、迅速に臨時し尿処理計画を策定し、計画に基づいて、避難所を中心に拠点収集を行い、被災地の環境衛生の万全を期する。

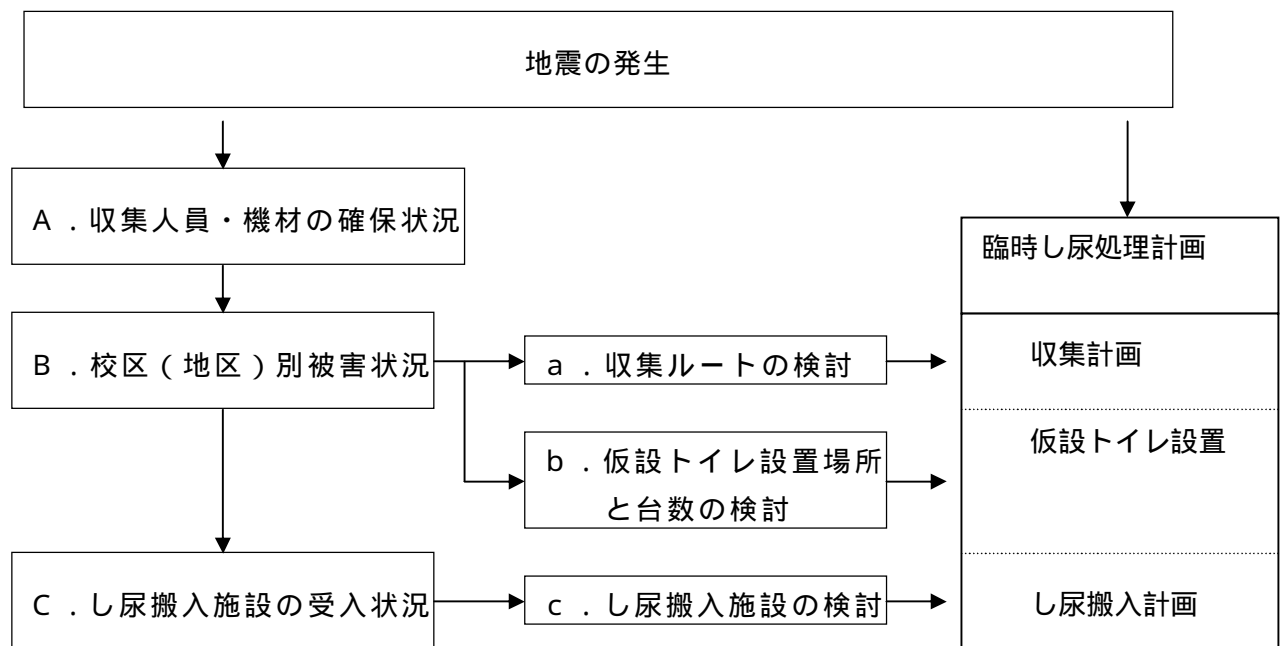
《対策の体系》

し尿の収集・処理	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の把握 2 し尿搬入施設の受入状況の把握 3 臨時し尿処理計画の策定 4 臨時し尿処理計画を実施する上での人員及び機材の状況把握
----------	---

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
廃棄物対策部廃棄物対策総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物対策総務班、業務班の人員及び機材の状況確認に関すること 2 校区（地区）別被害状況の確認に関すること 3 し尿搬入施設の受入状況の確認に関すること 4 避難所ごとの避難者数の確認に関すること 5 臨時し尿処理計画の策定に関すること 6 仮設トイレ（簡易トイレ含む）設置場所の広報に関すること
廃棄物対策部業務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所への仮設トイレ（簡易トイレ含む）の設置に関すること 2 し尿の収集に関すること

《 応急対策の流れ 》



《 対策の展開 》

1 被害状況の把握

総括部との連絡を密にとり、各校区（地区）ごとの被害状況を把握し、し尿収集世帯の収集計画、仮設トイレ（簡易トイレ含む、以下同じ）の設置計画及び収集ルートを検討する。

2 し尿搬入施設の受入状況の把握

豊中市サニテーションの被害状況を確認し、受入能力が確保できない場合は、猪名川流域下水道原田終末処理場、隣接市等のし尿搬入施設の受入能力を把握し、可能受入総量及び各搬入施設への搬入ルートを検討する。

3 臨時し尿処理計画の策定

(1) 収集計画については処理優先区域、し尿収集世帯及び仮設トイレの収集ルート、収集回数等を定める。

(2) 避難場所ごとの避難者数を考慮し、仮設トイレの設置台数及び、搬入、搬出ルートを決める。

(3) 収集したし尿の搬入施設について、搬入施設ごとの受入量及び搬入ルートを決める。

4 臨時し尿処理計画を実施する上での人員及び機材の状況把握

廃棄物対策部業務班の人員の確保状況及び機材の確保状況と、臨時し尿処理計画の

実施する際の必要人員、機材を考慮し、必要に応じて府及び隣接市町、関係団体に応援を要請して実施するとともに民間企業への委託も検討する。

【し尿搬入施設】

施設名	所在地	電話	処理能力
豊中市サニテーション	豊中市原田西町2 - 3	6846-9515	25kl/日

第3 災害廃棄物の処理

《基本的な考え方》

災害により倒壊した建築物、構築物等が転倒、落下物等により障害物が発生、又は擁壁の倒壊等に伴う、道路上等の障害物の除去並びに、自らの資力でそれらを除去することが困難な者に対して、日常生活が可能な必要最小限の障害物の除去を行う。

また、被害が甚大で、都市機能が麻痺し、社会的経済的影響が極めて大きく、自らの資力で家屋等の解体処理を実施できない場合で、市の迅速な復興に支障をきたすおそれがある場合については、公費で解体処理を行う。

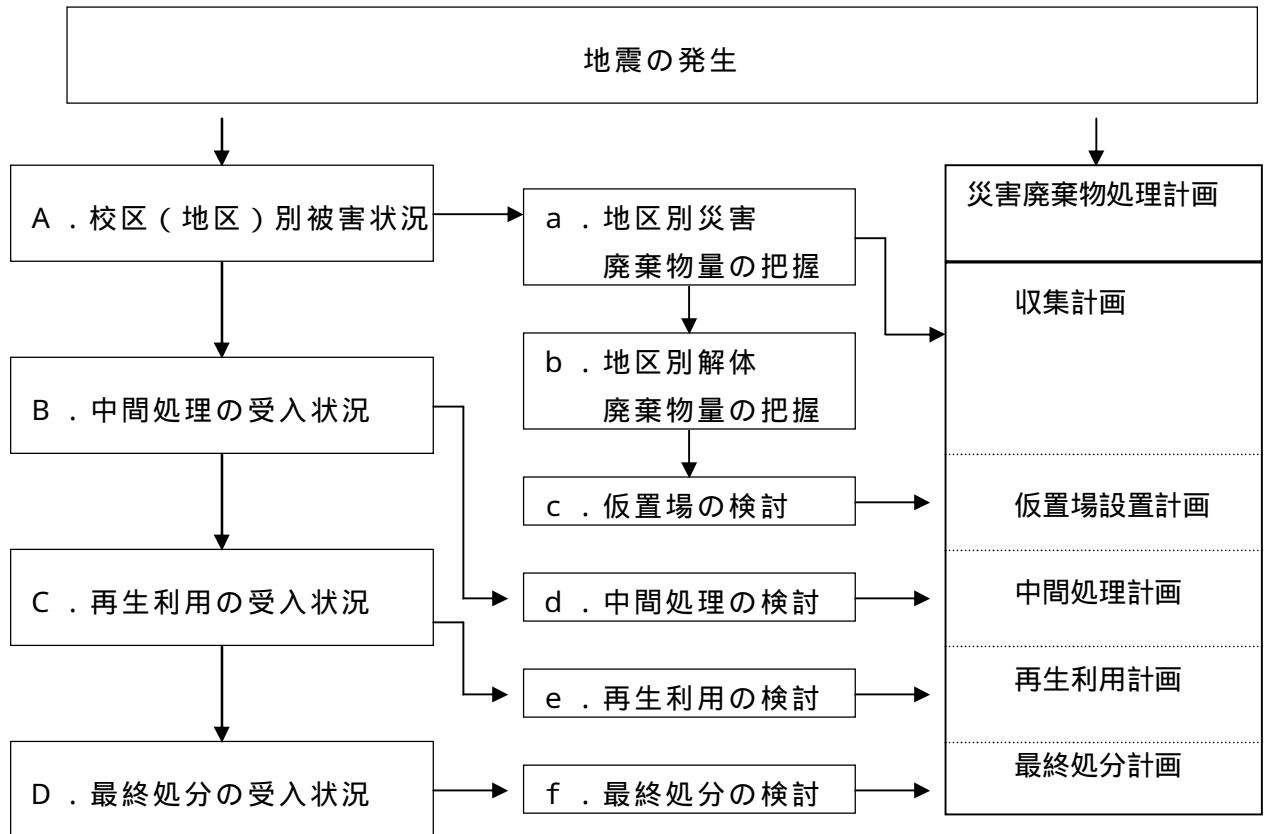
《対策の体系》

災害廃棄物の処理	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の把握 2 倒壊家屋の解体処理（公費解体の実施判断含む） 3 仮置場の検討 4 中間処理の受入状況の把握 5 再生利用の受入状況の把握 6 最終処分の受入状況の把握 7 災害廃棄物処理計画の策定 8 災害廃棄物処理計画における障害物等の除去に係る人員及び機材の状況把握
----------	---

《応急対策の分担》

実 施 担 当	実 施 内 容
廃棄物対策部廃棄物対策総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 校区（地区）別被害状況の確認（一般廃棄物（生活系ごみ）処理担当と連携）に関する事 2 中間処理の受入状況の確認（ " ）に関する事 3 再生利用の受入状況の確認（ " ）に関する事 4 最終処分の受入状況の確認（ " ）に関する事 5 災害廃棄物処理計画の策定に関する事
廃棄物対策部業務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路上等の障害物の除去に関する事 2 建築物、構築物等が転倒、落下物等による障害物の除去に関する事 3 除去廃棄物等の分別及び搬送に関する事
工作部土木対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路上等の障害物の除去に関する事

《応急対策の流れ》



《対策の展開》

1 被害状況の把握

総括部との連絡を密にとり、各校区（地区）ごとの被害状況から道路上等の障害物、家屋・建物損壊に係る廃棄物量、煙突等危険構築物、要解体木造・R C造等建物の棟数・延床面積、廃木材・ガレキ等の発生量等を把握する。

【解体廃棄物量の見積基準】

	解体廃棄物量の見積基準（延床面積㎡当り）	
	可燃廃材	不燃廃材
木造	0.125t、 0.23 m ³ (0.55t / m ³)	0.6 t、 0.33 (1.8 t / m ³)
R C造	0.025t、 0.045 (0.55t / m ³)	1.64t、 0.91 (1.8 t / m ³)
鉄骨造等その他	0.017t、 0.031 (0.55t / m ³)	0.514t、 0.29 (1.8 t / m ³)

2 倒壊家屋の解体処理（公費解体の実施判断含む）

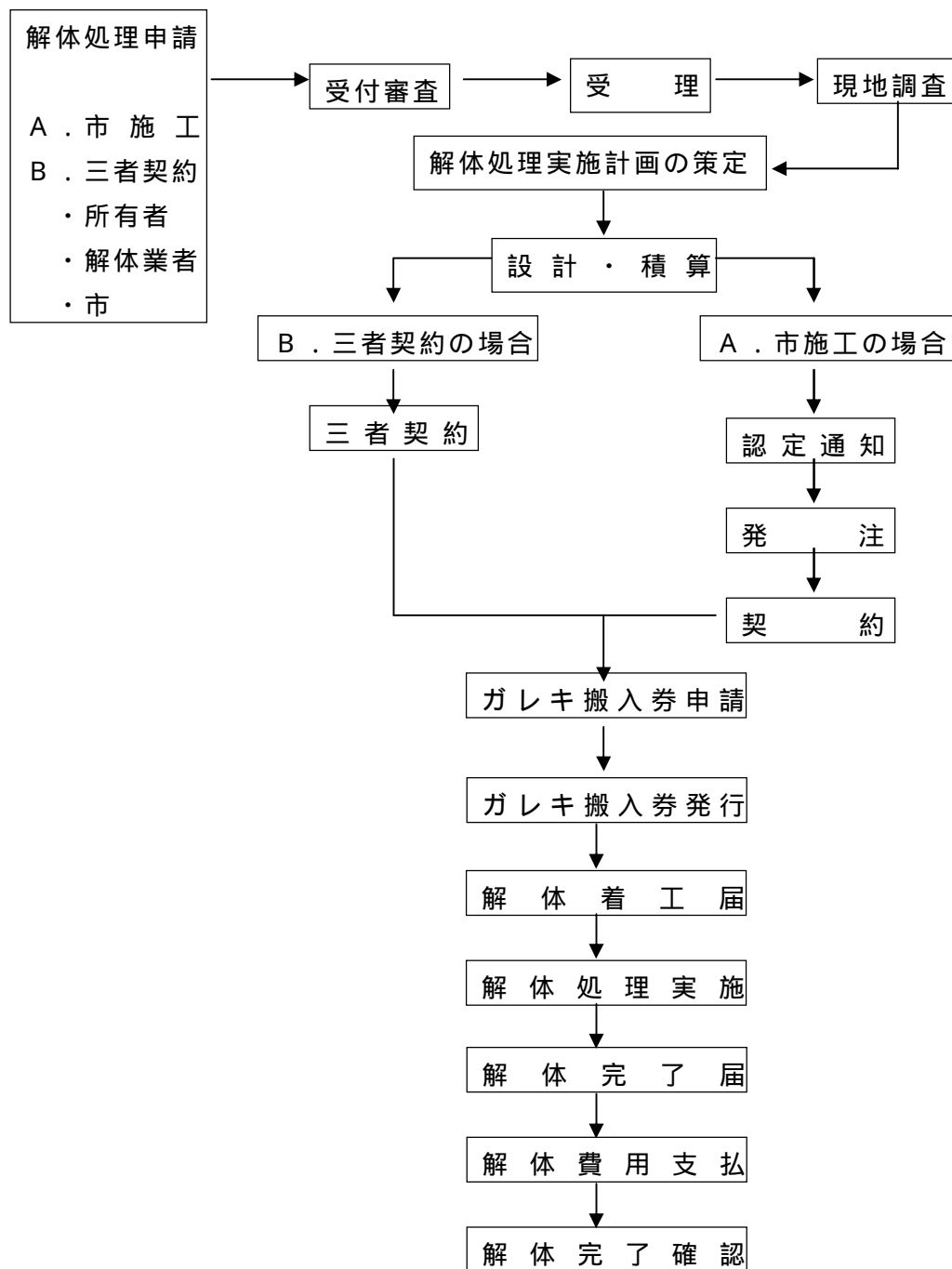
被害が甚大で、都市機能が麻痺し、社会的経済的影響が極めて大きく、自らの資力で家屋等の解体処理を実施した場合、市の迅速な復興に支障をきたすおそれがあると判断

される場合は、国に対して特別の措置を要請する。

また、災害救助法が適用された場合は、解体処理について国庫補助対象とならない場合についても、被害状況等を勘案し公費解体を検討する。

公費解体を実施する場合、倒壊家屋等の解体処理申請の受理及び調整については、廃棄物対策部廃棄物対策総務班が行い、必要に応じて、工作部の応援を受けるものとする。

【倒壊家屋等の解体処理の流れ】



解体処理は「A. 市施工」方式を基本とし、止むを得ない場合に限り三者契約方式を採用する。解体処理実施計画の策定については、下記事項について留意する。

1 事業の着手にあたっては、危険性、緊急性、公共性等を配慮のうえ、優先順位を定

め、計画的に実施する。

- 2 現地調査に基づき解体対象家屋等とするか否かの判断を行う。
- 3 廃棄物の処理にあたっては、できる限り廃棄物の減量化及びリサイクルに努める。
- 4 解体する際にできる限り、分別を徹底する。
- 5 倒壊家屋等の解体・除去工事にあたっては、粉じんの発生防止のため、工事現場に散水やシートでカバーする等の対策を講じる。
- 6 アスベスト等の有害物が断熱材や防火壁材に使用されている場合は、飛散しないよう、関係機関と調整しながら関係法令、処理指針等に基づき、公害防止に努める。

3 仮置場の検討

- (1) 1の状況を踏まえ、仮置場の必要面積、場所とごみ種（可燃・不燃廃材、必要に応じて混合廃棄物等）、選別方法・要員・選別後のごみ種・量、搬入、搬出ルートを検討する。
- (2) 設置場所は、被害の少ない住宅地域は避け、交通渋滞が予想される幹線道路を使用せずに搬入、搬出が可能な未利用地を選定する。

4 中間処理の受入状況の把握

豊中市伊丹市クリーンランドの被害状況を確認し、処理能力が確保できない場合は、隣接都市の中間処理施設や民間処理施設の受入状況を把握し、可能焼却処理量、破碎・選別処理量及び各処理施設への搬入ルートを検討する。

5 再生利用の受入状況の把握

中間処理及び、最終処分量をできるだけ減量するため、排出源での分別を徹底し、可能な限りリサイクルを行うとともに、廃木材のチップ化再生、植木類のコンポスト化再生、公衆浴場の燃料化の受入状況を把握し、各施設等の搬入ルートを検討する。

6 最終処分の受入状況の把握

焼却残灰、破碎選別後の埋立残渣、及びガレキ類の最終処分先の大阪湾フェニックスへの受入量が確保できない場合は、その他民間処分場も含め受入状況を把握し、受入基準、受入可能量及び各施設への搬入ルートを検討する。

7 災害廃棄物処理計画の策定

- (1) 収集計画については、収集区域ごとのごみ種・仮置場ごとの搬入量、収集区分ごとの役割（業者・直営）分担等を定める。
- (2) 仮置場設置計画は、ごみ種ごとの設置場所・堆積容量、その搬入、搬出ルート等を定める。
- (3) 中間処理計画については、ごみ種ごとの処理方法、処理施設、処理量、搬入ルート等について定める。

- (4) 再生利用計画については、再生利用方法、再生施設、再生量、及び搬入ルート等について定める。
- (5) 最終処分計画については、中間処理後のごみ種ごとの処分方法、処分施設、処分量、搬入ルート等について定める。
- 8 災害廃棄物処理計画における障害物等の除去に係る人員及び機材の状況把握
- (1) 道路上等の障害物等の除去及び建築物、構築物等が転倒、落下物等による障害物等の除去
- ア 廃棄物対策部業務班の人員の確保状況、及び機材の確保状況と除去作業を実施する際の必要人員、機材を考慮し、必要に応じて民間企業に委託する。
- イ 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最小限度にとどめ、事後の復旧活動に支障とならない範囲とする。
- ウ 廃棄物の内容等によっては、必要に応じて警察官等に立会いを要請するとともに、写真撮影等により、事後の対応策を講じる。
- (2) 障害物等の除去に必要な機械・器具の調達
- 災害時の機械・器具の調達は、建設業者・レンタル業者等の協力を得て、迅速かつ確実を期するものとするが、調達が不可能な場合は、府を通じて調達する。
- (3) 障害物等の除去に係る作業員の手配
- 建設業者等において、作業員の確保に不足を来す場合は、府を通じて斡旋を依頼する。
- (4) 除去した障害物等の処分
- 排出源で分別を徹底し、仮置場、処理方法については、災害廃棄物処理計画に基づいて実施する。

第9節 社会秩序の維持

《基本的な考え方》

災害時は、被災者が精神的に不安定となっているため、流言飛語の防止に努めるなど、社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

《対策の体系》

社会秩序の維持	1 市民への呼びかけ 2 警備活動 3 量販店等の営業調査の実施 4 営業努力の実施 5 物価の安定
---------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
総括部総括班、 市民部救援物資班、 各部	1 広報活動、迅速かつ的確な応急対策の実施による社会秩序維持に関する事
市民部救援物資班 ・経済班	1 量販店等の営業状況調査に関する事 2 量販店等の早期の営業再開、適正な物資等の供給等の要請に関する事 3 物価の実態に関する情報の収集に関する事

《対策の展開》

1 市民への呼びかけ

各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

2 警備活動

警察署に協力を求め、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関と密接な連携協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

3 量販店等の営業状況調査の実施

市民部は、市内の量販店、商店街等の被害状況及び営業状況を調査し、商業施設の営業状況等の広報、営業再開支援のための本部内の連絡調整等の対策を講じる。

4 営業努力の要請

市民部は、市内の量販店、商店街、豊中商工会議所等に対して、早期の営業再開、適正な物資等の供給等を要請する。

5 物価の安定

(1) 物価監視・苦情窓口

市民部は、総括部総合相談班に寄せられる電話、物価調査モニター等の協力等による通報により物価の実態に関する情報収集を行う。

(2) 供給物資の迅速・均等な配分の実施

市民部救援物資班は、生活の基盤となる物資や食料品等を迅速かつ均等に配分し、被災者の不安を和らげるよう配慮する。

その他の部においても、迅速かつ的確に応急対策を実施し、被災者を援護することで社会秩序維持に万全を期する。

第10節 ライフラインの応急対策

《基本的な考え方》

災害発生後、ライフラインに関わる事業者はライフラインの被害を早急に調査し、市民が健全な生活が維持できるよう、二次災害防止対策を講じるとともに、迅速な復旧活動に取り組む。

第1 上水道施設

《対策の体系》

上水道施設	1 緊急措置 2 復旧初動体制 3 発災直後の情報収集及び復旧体制 4 市民への周知 5 応援要請 6 応急復旧の基本方針
-------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
給水部水源班	1 取水・浄水・配水施設の被害調査の実施及び二次災害の防止に関すること 2 受配水量の計画、調整に関すること 3 復旧方法の調整、計画策定に関すること
給水部水道総務班	1 応急復旧資機材の確保に関すること 2 広域応援の要請及び受入れに関すること
給水部給水班	1 被害給・配水管等の応急修繕に関すること
給水部水道広報班	1 水道施設の情報収集に関すること 2 市民への周知の計画及び指導に関すること

《対策の展開》

1 緊急措置

給水部水源班は、被害を早急に調査し、二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて警察及び付近住民に通報する。

2 初動体制

給水部水道総務班は、職員等の緊急出動による初動体制を確立し、応急復旧の開始に先行した応急給水を、府が設置する水道震災対策中央本部との調整及び指示のもとに優先的に実施する。

3 発災直後の情報収集及び復旧体制

給水部水道広報班は、水道施設に関する情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し、給水部給水班は、施設の復旧見通しや応急復旧体制の確立に努める。

4 市民への周知

給水部水道広報班は、水道施設の被害状況、供給状況、復旧状況と復旧見通しを総括部情報班に報告するとともに市民に周知する。

5 応援要請

ア 給水部水道総務班は、災害の規模によっては、独自で全ての応急復旧体制を整えることが不可能な場合は、北大阪ブロック本部を通じて府に支援を要請し、協定や要請に基づき、他の水道事業者等からの応援を受入れる。

イ 応援隊の活動拠点は、大曽公園とする。

6 応急復旧の基本方針

応急復旧は、市水道の基幹施設並びに配水幹線（導送水管を含む）、次いで配水支管、給水管、宅地内給水装置の順位で実施する。

(1) 取水・導水施設の復旧活動

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を来すため、その復旧を最優先する。

(2) 浄水施設の復旧活動

浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

(3) 管路の復旧計画

ア 復旧計画

復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、予め定めた順位をもとに被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場及び配水場、給

水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。なお、資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

イ 給水装置の復旧活動

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。一般住宅等の給水装置の復旧は、給水に支障をきたすものについては、応急措置を実施する。その際、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等は優先して行う。なお、給水に支障を来すものについては、申込の有無に関わらず応急措置を実施する。

第2 下水道施設

《対策の体系》

下水道施設	1 緊急措置 2 応急対策及び復旧 3 関連機関への応援要請 4 市民への周知
-------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
工作部下水対策班	1 下水道施設における二次災害の防止に関すること 2 下水道施設の被害調査に関すること 3 下水道施設の応急復旧に関すること 4 応援要請の調整に関すること
工作部工作総務班	1 広域応援の受入れに関すること
動員物資補給部 物資等調達班	1 災害復旧資機材の調達に関すること

《対策の展開》

1 緊急措置

工作部下水対策班は、下水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、付近住民に通報し、適切な応急措置を講ずる。

2 応急対策及び復旧

(1) 災害復旧資機材の調達

資機材等が不足する場合は、工作部下水対策班は、動員物資補給部物資等調達班を通じ業者等から調達する。調達が困難な場合は、必要に応じて府、他市町村等に調達を要請する。

(2) 下水道施設の被害調査

工作部下水対策班は、処理場・ポンプ場及び主要幹線管渠等重要性の高い施設から調査を行う。

(3) 応急復旧の基本方針

下水道施設は市民生活に必要不可欠なものであり、応急復旧については、復旧の難

易度を勘案しながら、緊急性、重要性の高いものから復旧を行う。

また、復旧にあたっては、二次災害が発生しないよう十分に注意を払う。

(4) 応急復旧方法

ア 処理場

運転を停止した場合、施設機器の調査を行い、早期に処理能力が回復するよう復旧を行う。

イ 管渠

流下能力の確保、道路の陥没や雨水による浸水など二次災害発生防止が最優先であり、危険箇所の早期把握と緊急度を評価し、応急復旧措置を講ずる。

ウ 排水設備

市民からの修理相談の受け付け窓口を設置し、施工業者の紹介などを行う。

3 関連機関への応援要請

災害が発生した場合において、当市の体制では万全な応急対策が不可能と判断される時は、工作部工作総務班は、豊中建設業協会及び豊中市公認管工事協同組合等への応援要請を行うとともに、総括部総括班を通じて府、他市町村、関係機関に応援を要請する。

4 市民への周知

工作部工作総務班は、被害状況、復旧状況と今後の見通しを総括部情報班に報告するとともに、総括部広報班を通じ報道機関に伝達・広報し、市民への周知を図る。

第3 電力供給施設

《対策の体系》

電力供給施設	1 体制の確立 2 被災者・施設の応急処置 3 応急復旧 4 連絡先
--------	---

応急対策の分担》

実施担当	実施内容
関西電力株式会社 三国営業所	1 体制の確立に関する事 2 被災者・施設の応急処置に関する事 3 応急復旧に関する事

《対策の展開》

1 体制の確立

風水害が予想される場合、又は地震等の自然現象による災害並びに大規模な火災、爆発等重大な事故による非常災害が発生した場合、速やかに非常対策本部を設置し、被害の未然防止、軽減及び迅速かつ確実な復旧を図るとともに安全の確保、サービスの維持に努める。

2 被害情報の提供

豊中市内における電力供給状況を把握し、豊中市災害対策本部総括部情報班に被害状況を連絡する。また、その後の復旧状況や復旧見通しについても随時連絡する。

3 被災者・施設の応急処置

病院、収容避難施設、重要交通機関、市役所等の重要施設への電力供給を優先的に確保することを原則とした応急処理をする。

4 応急復旧

「非常災害時の手引き」に基づき、電力供給の確保及び公衆保安確保を主眼として、応急復旧する。

5 連絡先

事業所名	〒	所在地	電話番号
三国営業所	532-0005	大阪市淀川区三国本町 2-13-31	06-6391-1061

第4 ガス供給施設

《対策の体系》

ガス供給施設	1 目的 2 ガス施設の災害応急対策
--------	-----------------------

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
大阪ガス株式会社 導管事業部 北東部導管部	1 情報の収集・伝達及び報告に関すること 2 災害対策の実施に関すること 3 通信情報連絡体制に関すること 4 ガス漏れ及び爆発事故の協力体制に関すること

《対策の展開》

1 目的

災害発生時に大阪ガス株式会社は、被害の拡大を防止し、ガスの製造供給体制の万全を期すため、災害時の組織動員、情報の収集・伝達、災害の広報、通信連絡その他応急対策等を次のとおり実施するものとする。

2 ガス施設の災害応急対策

災害発生時には、ただちに災害対策本部を設置し、地域防災機関と密に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

(1) 情報の収集・伝達及び報告

ア 地震震度・気象予報等の収集・伝達

地区事業所、製造所、供給所等に設置してある感震器が震度5弱以上を閾知した時は直ちに対策本部へ報告又は伝送する。本部で収集した各地の震度及び気象情報は所定の伝達経路により伝達する。

イ 通信連絡

災害発生時による有線回路の不通事態を予測し、社内無線回路により主要事業所間の通信確保及び事業所管内の諸状況を把握する。

ウ 被害状況の連絡、報告

各事業所は所管施設及び管内顧客施設の受けた被害状況を所定の経路により本社へ報告する。また、専用電話等により府災害対策本部・市の災害対策本部総括部情報班及びその他の防災関係機関へ緊急連絡を行う。

(2) 災害対策の実施

ア 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、広報車、工作車に装備した広報設備により、災害に関する各種の情報を広報する。

イ 応急対策

災害情報、現場状況に基づき、ガス製造・供給施設の点検、防護及び必要な箇所の供給遮断を実施する。地震等により被害の大きい地域は、ブロックごとに供給を停止する。

災害による事故発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講じる。

特に、特定地下街又は特定地下室に対して次のような応急措置を行う。

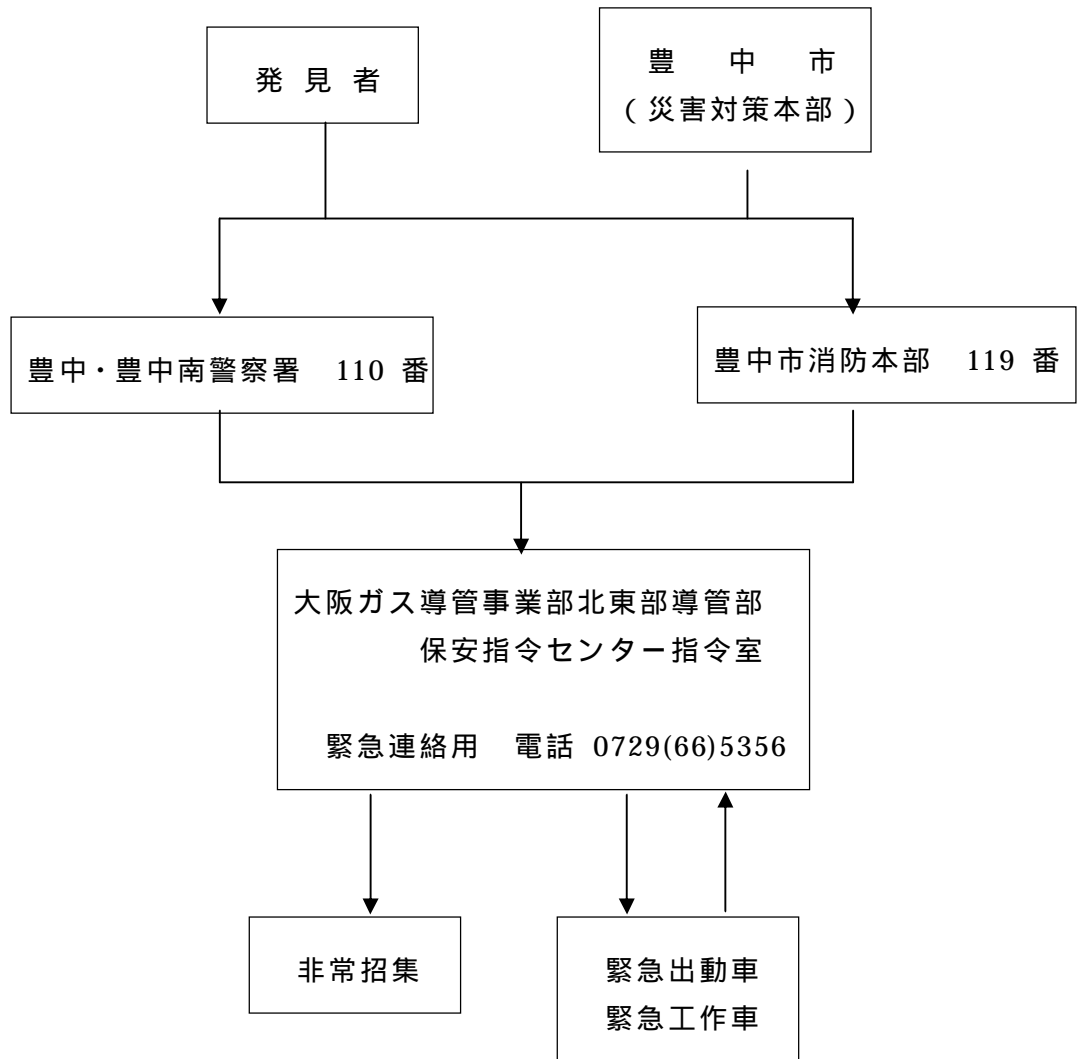
(ア) 緊急の場合には地下街等に設けた緊急遮断弁又は地上操作遮断弁等によりガスの供給を停止する。

(イ) 市消防本部との間に締結した「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ」により必要な場合は、消防機関においてガスの供給を停止することができる。

ウ 応急復旧対策

供給施設の災害復旧については、被害の程度に応じた応急修繕を行い、速やかにガス供給を再開する。

(3) 通信情報連絡体制



(4) ガス漏れ及び爆発事故の協力体制

ガス漏れ及び爆発事故等による災害の発生のおそれのある場合の発生防止又は、災害が発生した場合の被害の軽減を図るための初動、相互連絡及び処理体制等については、市消防本部との間に締結した「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ」に基づき実施するものとする。

第5 電気通信施設

《対策の体系》

電気通信施設	1 電話施設 2 情報連絡 3 災害対策本部との非常時の連絡強化 4 非常災害準備体制 5 非常災害対策用緊急通信線の確保
--------	---

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
西日本電信電話(株)大阪支店	1 輻輳緩和、重要通信の確保等の緊急措置に関すること 2 災害対策本部の設置に関すること 3 通信の確保と応急復旧に関すること 4 災害広報に関すること

《対策の展開》

災害の発生に際し、西日本電信電話株式会社は通信の円滑を図るため、次のとおり応急対策を講ずるものとする。

1 情報連絡

災害発生時の情報連絡において大阪支店並びに豊中営業所の加入地域内で、行政地域が豊中市に属する地域については、豊中市災害対策本部総括部情報班に対し大阪支店を一元的に情報連絡の窓口とする。

所在地	大阪市北区堂島3 - 1 - 2 NTTテレパーク 堂島第2ビル
	西日本電信電話(株) 大阪支店
	設備部 災害対策室
	電話06(4795)3355

2 災害対策本部との非常時の連絡強化

豊中市災害対策本部が設置された場合は、通信災害状況、疎通状況及び応急復旧計画等の連携を強化し万全を図る。

3 非常災害準備体制

非常災害が発生し、又は発生するおそれがあると判断される場合は、その段階より速

やかに準備対策をとる。

(1) 災害対策本部の設置

災害の発生が予測される場合には、大阪支店に災害対策本部を設置し、災害予防準備、警戒、情報連絡、通信施設の復旧活動等諸般の災害対策を確立し、災害発生時には通信設備の復旧と通信の疎通を図る。

(2) 災害情報連絡室の設置

非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その規模及び情勢により災害対策本部の設置を必要としないとき、大阪支店に災害情報連絡室を設置し、情報連絡等を行う。

なお、災害の状況によっては、災害対策本部への諸準備を行う。

4 非常災害対策用緊急通信線の確保

豊中市災害対策本部長から緊急通信の提供の要請に基づき、でき得る限り速やかにこれに応ずるものとする。

(1) 非常疎通活動

非常災害に際し、通信施設に被害を被り通信回路に故障が生じたときは、災害用移動無線車等の災害応急復旧用機器及び資材により、当該設備の復旧を速やかに行い、疎通に努める。

(2) 利用の制限措置

通信輻輳、電源の全面的維持の困難及び回線の故障等のため利用の制限措置が必要な場合、法令に従って規制する。その際、豊中市災害対策本部に連絡を行う。

第 1 1 節 義援金品の受付・配分

《基本的な考え方》

災害の発生に伴い、市民及び全国から被災者あてに寄託された義援金品は、迅速かつ適切に被災者に配分するものとする。

《対策の体系》

義援金品の受付・配分	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金品の受入れ 2 義援金 3 用途を指定された義援金 4 義援物資の受入れ
------------	--

《応急対策の分担》

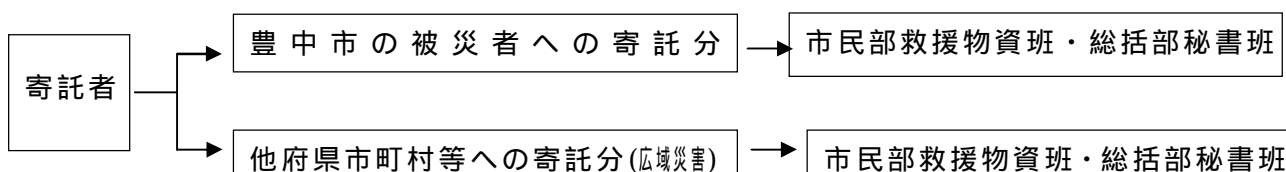
実 施 担 当	実 施 内 容
市民部救援物資班	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金（市寄託分）の受入れ及び出納に関する事 2 義援物資（市寄託分）の受入れ、保管に関する事 3 義援金（市寄託分）の支給に関する事
総括部秘書班	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金（市寄託分）の受入れ及び出納に関する事
災害援護部援護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援物資（市寄託分）の配分に関する事 2 義援金の配分に関する事

《対策の展開》

1 義援金品の受入れ

市への義援金品は、以下に示す経路により市に寄託され、市民部救援物資班及び総括部秘書班が担当する。

【義援金品の受入れ経路】



2 義援金

(1) 受入

ア 市に寄託される義援金は、受付窓口を開設する。

イ 市の被災者に対するものは、市民部救援物資班で受付ける。

ロ 他府縣市町村等への寄託分（広域災害）は日本赤十字社豊中支部で受付ける。

エ 広域的に寄せられることに備えて市指定金融機関に専用口座を設置する。

ウ 義援金の受付に際しては、受付記録を作成する。

資料：様式 - 11 「義援金受領書」

資料：様式 - 12 「災害関連寄付金・義援金受付名簿」

(2) 保管・管理

義援金は、被災者に配分するまでの間、専用口座を設置した市指定金融機関で保管する。

(3) 配分

総括部総括班は、豊中市社会福祉協議会、日本赤十字社豊中支部の関係機関等の参画により義援金の配分委員会を設置し、以下の項目について協議、決定する。

ア 義援金の適切な使途、配分方法

イ 義援金の使途についての寄託者及びマスコミ等への周知方法

(4) 配分の実施

配分委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、迅速に配分基準を決め、市民部救援物資班は、早期に配分を実施する。

3 使途を指定された義援金

寄託者が配分先や使途を指定した義援金を受付けた部局は、当該部局において処理する。

4 義援物資の受入れ

義援物資は市民部救護物資班が受け、保管し、災害援護部援護班が配分・輸送するものとする。なお、義援物資の保管については、配分が完了するまで一時保管所として豊島体育館をあてるとともに、郵便物の保管については、協定に基づき施設等を相互提供する。

資料：地震応急 - 19 災害時における相互協力に関する協定書（豊中市内郵便局）